

# 東川町ゼロカーボン実行計画（案）

～東川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

令和6年●月

北海道東川町

# 目次

<b>1</b>	<b>計画策定の背景</b>	<b>1</b>
1.1	気候変動の影響	1
1.2	地球温暖化対策を巡る国際動向	2
1.3	地球温暖化対策を巡る国内動向	2
<b>2</b>	<b>本計画の基本的事項</b>	<b>6</b>
2.1	目的	6
2.2	対象とする温室効果ガスの種類	6
2.3	上位計画及び関連計画との位置付け	6
2.4	計画期間、改定時期	7
<b>3</b>	<b>本町の現状</b>	<b>8</b>
3.1	自然的・社会的状況	8
3.2	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	18
<b>4</b>	<b>温室効果ガス排出量の推計・増減要因分析</b>	<b>22</b>
4.1	本町の現状の温室効果ガス排出量の推計値	22
4.2	2050年までの将来の推計値	24
<b>5</b>	<b>計画全体の目標</b>	<b>27</b>
5.1	本計画で実現を目指す目標像	27
5.2	本町における温室効果ガス排出量の削減に向けた基本的な考え方と削減目標	28
5.3	地球温暖化対策の体系	30
5.4	温室効果ガス排出量削減に向けた対策・施策	31
<b>6</b>	<b>本計画の実施及び進捗管理</b>	<b>38</b>
6.1	町民・事業者・町の役割	38
6.2	進捗管理体制	42
<b>7</b>	<b>資料編</b>	<b>44</b>
7.1	施策の実施によるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果	44

# 1 計画策定の背景

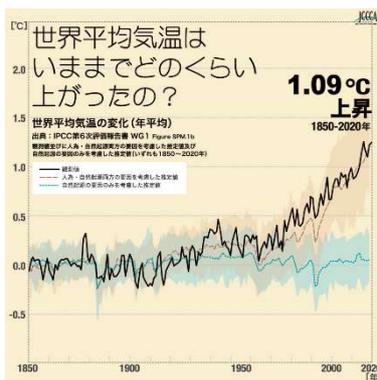
## 1.1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気及び海洋、陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気及び海洋、雪氷圏、生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

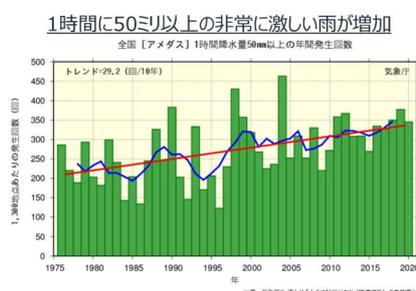
個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

図表 1-1 地球温暖化による世界平均気温の上昇



出所：全国地球温暖化防止活動推進センターHP「WG1 第1作業部会（自然科学的根拠）」より引用  
(<https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/ipcc6-wg1>)

図表 1-2 地球温暖化の進行による豪雨被害



被災現場 (7/7)【大牟田市内】      被災現場 (7/9)【国道 269 号 (鹿屋市)】

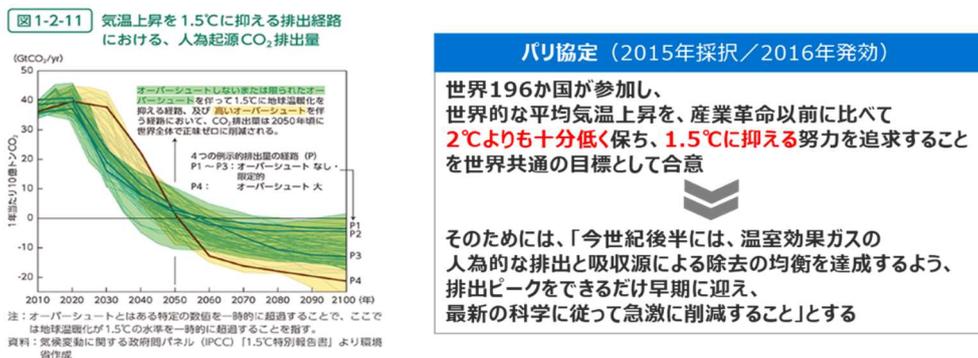
出所：環境省「地球温暖化対策を学ぶ」啓発プレゼンテーション資料（2021年3月版）より引用  
([https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/lets\\_coolchoice/logo\\_download/keihatsu/](https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/lets_coolchoice/logo_download/keihatsu/))

## 1.2 地球温暖化対策を巡る国際動向

2015年11月から12月にかけて開催されたCOP21で採択、2016年11月に発効された「パリ協定」では、国際条約として初めて、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが世界共通の長期目標として定められました。この目標を達成するため、温室効果ガスの排出と吸収の均衡（カーボンニュートラル）を達成することを目指し、全ての国が温室効果ガスの削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが定められています。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

図表 1-3 パリ協定の概要



出所：環境省「地球温暖化対策を学ぶ」啓発プレゼンテーション資料（2021年3月版）  
 「令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（第1部第1章第2節）」を基に東川町作成  
[https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/lets\\_coolchoice/logo\\_download/keihatsu/](https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/lets_coolchoice/logo_download/keihatsu/)  
[http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/html/hj20010102.html#n1\\_1\\_2](http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r02/html/hj20010102.html#n1_1_2)

## 1.3 地球温暖化対策を巡る国内動向

2020年10月に、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」をしました。翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりに改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

図表 1-4 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減目標

## 地球温暖化対策計画の改定について

### ■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

**「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標\***等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

1

出所：環境省「地球温暖化対策計画の改定について」より引用  
(<https://www.env.go.jp/content/900501962.pdf>)

また、北海道は「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」（令和4年3月）において、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で48%（3,581万t-CO<sub>2</sub>）削減とするなど、国の地球温暖化対策計画よりもさらに高い中間目標を掲げています。

図表 1-5 ゼロカーボン北海道推進計画における中期目標

国の「地球温暖化対策計画」に示されている対策・施策や削減目標を踏まえるとともに、道独自の取組なども勘案し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標（中期目標）を次のとおりとします。

## 2013年度比で 48%（3,581万t-CO<sub>2</sub>）削減

今後とも、再生可能エネルギーの道外への移出、ブルーカーボン\*<sup>10</sup>の検討など本道の強みを活かした取組により、国の気候変動対策に貢献していきます。

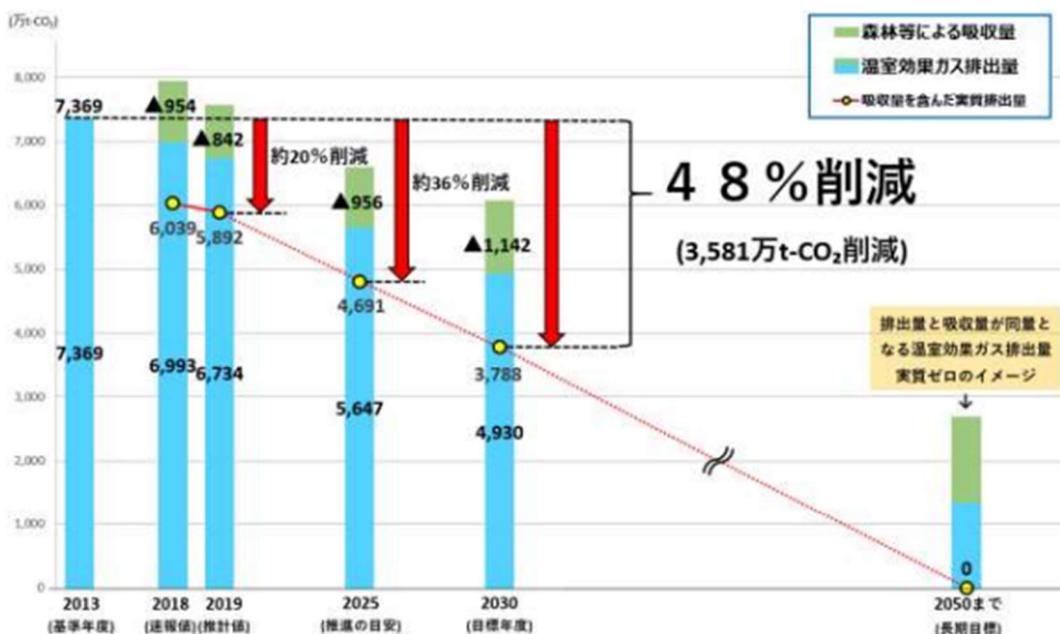


図 温室効果ガス排出量の削減イメージ

- ・2013年度は、森林等による吸収量を差し引いていない排出量の実績を示しています。
- ・本計画では、原子力発電所が稼働していない現状を踏まえ、削減目標の設定において考慮していません。
- ・本計画では、2050年の目標値は定めていません。
- ・2025年度の数値は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安です。

出所：北海道「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」（令和4年3月）より引用  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/ontaikeikakukaitei.html>

また、これらの動向も踏まえ、脱炭素社会実現に向けて2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した自治体（ゼロカーボンシティ）が増加しています。ゼロカーボンシティ表明自治体は、2019年9月時点では、わずか4自治体でしたが、2023年12月末時点においては1,013自治体と急速に増加しています。

図表 1-6 ゼロカーボンシティ表明自治体の一覧

# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2023年12月28日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1013自治体**（46都道府県、570市、22特別区、327町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

### 表明都道府県 (46自治体)

：都道府県表明済

### 表明市区町村 (967自治体)

北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	香川県	高松市	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県
札幌市	青森市	盛岡市	秋田市	山形市	仙台市	福島市	水戸市	宇都宮市	前橋市	さいたま市	千葉市	東京都	横浜市	新潟市	富山市	金沢市	福井市	山梨市	長野市	岐阜市	静岡市	名古屋市	津市	彦根市	京都市	大阪市	神戸市	奈良市	和歌山市	鳥取市	徳島市	高松市	松山市	高知市	福岡市	佐賀市	熊本市	大分市	鹿児島市	那覇市	

### 宣言自治体数の推移

1013自治体

166自治体

4自治体

R元.9 (国のカーボニュートラル宣言)

R2.10.26

現在 (R5.12.28)

\* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体

出所：環境省 HP「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体 2023年12月28日時点」より引用  
 (https://www.env.go.jp/content/000187031.pdf)

## 2 本計画の基本的事項

### 2.1 目的

東川町ゼロカーボン実行計画（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 3 項および第 4 項に基づき、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即し、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を推進することで、温室効果ガス排出量を削減することを目的として策定するもの（※）です。

※地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当

### 2.2 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項では、削減対象となる温室効果ガスを、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）の 7 種類としています。

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省／令和 5 年 3 月）において、都道府県・指定都市・中核市以外の市町村が「特に把握が望まれる」とされているのはエネルギー起源 CO<sub>2</sub> および、一般廃棄物の焼却処分のうち非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> です。

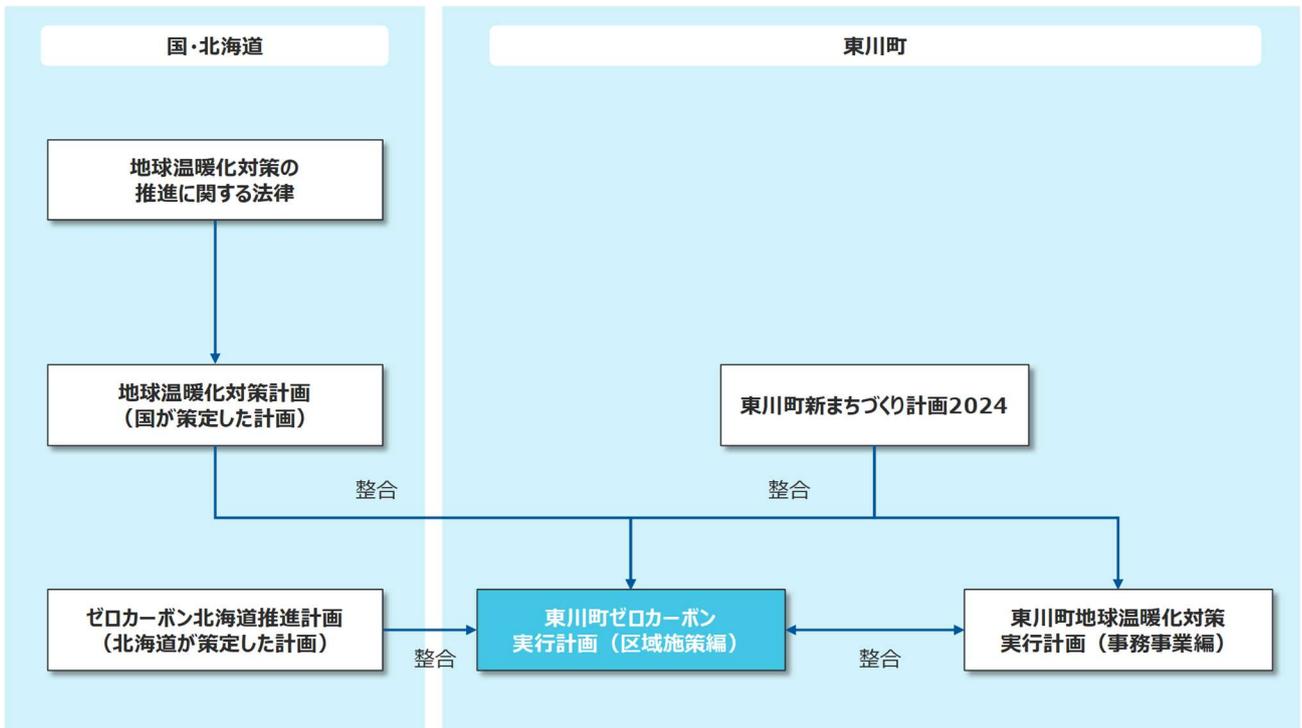
よって、本計画においては、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とすることとします。なお、今後、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）以外の排出量の増加が確認された場合などについては、その量の把握手法を検討し、計画に反映させていくこととします。

### 2.3 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項および第 4 項に基づき、区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画として策定します。したがって、地球温暖化問題に地域をあげて取り組むため、温室効果ガスの排出状況の把握・将来予測を行ったうえで、後述する温暖化対策の目標達成に向け、町民、事業者、町それぞれが実行すべき事項を整理しています。

本計画は、国が策定する「地球温暖化対策計画」及び北海道が策定する「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）〔改定版〕）」、本町が策定する「東川町新まちづくり計画 2024」や「東川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等の上位・関連計画に即して策定します。

図表 2-1 本計画の位置付け



出所：東川町作成

## 2.4 計画期間、改定時期

上位計画にあたる国が策定する「地球温暖化対策計画」では、2013 年度を温室効果ガス排出量削減の達成状況を確認する基準年度、2030 年度を中期目標年度としています。本計画もそれと整合を図り、2013 年度を基準年度、2030 年度を目標年度とします。そして、本計画の計画期間を 2025 年度から目標年度の 2030 年度末までの 6 年間とします。

なお、計画期間中に国の関連する政策や計画に大幅な見直しがあった場合に、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

図表 2-2 計画期間のイメージ

項目	年度									
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		計画策定	計画開始					目標年度	
計画期間				→						

出所：東川町作成

### 3 本町の現状

#### 3.1 自然的・社会的状況

##### 3.1.1 自然的状況

###### (1) 位置・地勢

本町は北海道のほぼ中央に位置し、旭川市、東神楽町、美瑛町、上川町に隣接しています。旭川市中心部と13km（車で22分）、旭川空港と7km（車で13分）と至便の位置にあります。かつ、旭川空港は今後機能強化が予定されます（羽田空港から旭川空港までは約1時間半）。

図表 3-1 本町の位置



出所：東川町ホームページなどを参照して作成  
画像出所：いずれも東川町ホームページより引用  
(<https://higashikawa-town.jp/portal/machi/panel/2/>、  
<https://higashikawa-town.jp/portal/photo/panel/17/>)

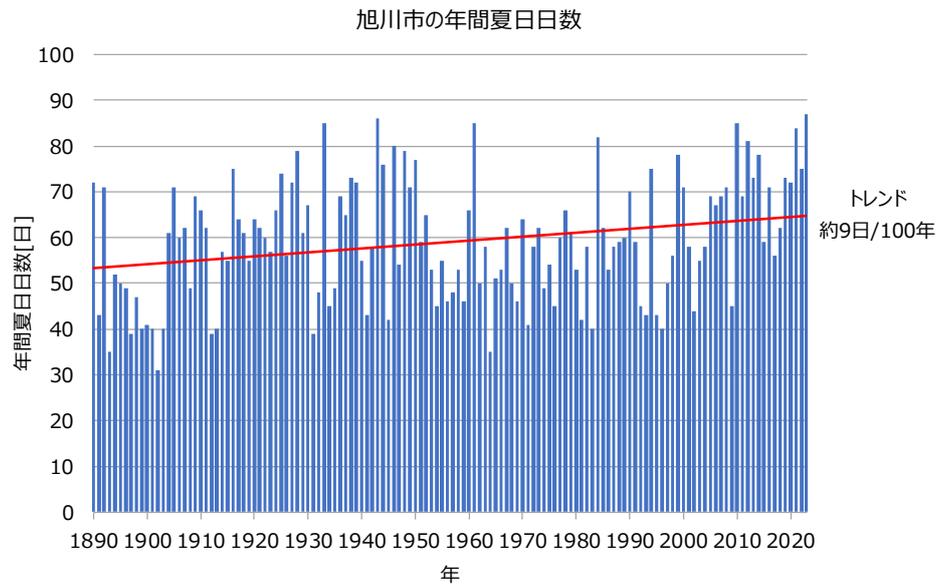
東部は山岳地帯で、大規模な森林地域を形成しています。日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の区域の一部であり、大雪山連峰の最高峰旭岳（2,291m）を擁しています。北海道で唯一の上水道がない地域であり、水道水は大雪山由来の地下水です。

###### (2) 気候

本町の平均気温は以下に示すとおりです。近年気候変動等は進んでいるものの、概ね冷涼な気候であるといえます。しかしながら、近年北海道地方でも夏日等が増加する傾向にあります。本町においても温暖化の影響や、暖房需要のみならず夏場の冷房需要にも考慮していく必要があります。

図表 3-2 本町の気温（左） および旭川市の年間夏日日数（右）

要素	平均気温（℃）
期間	1991～2020
1月	-8.1
2月	-7.3
3月	-2.5
4月	4.8
5月	11.8
6月	16.5
7月	20.3
8月	20.5
9月	15.7
10月	8.8
11月	2.0
12月	-4.9



出所：気象庁ホームページを参照して作成  
(<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

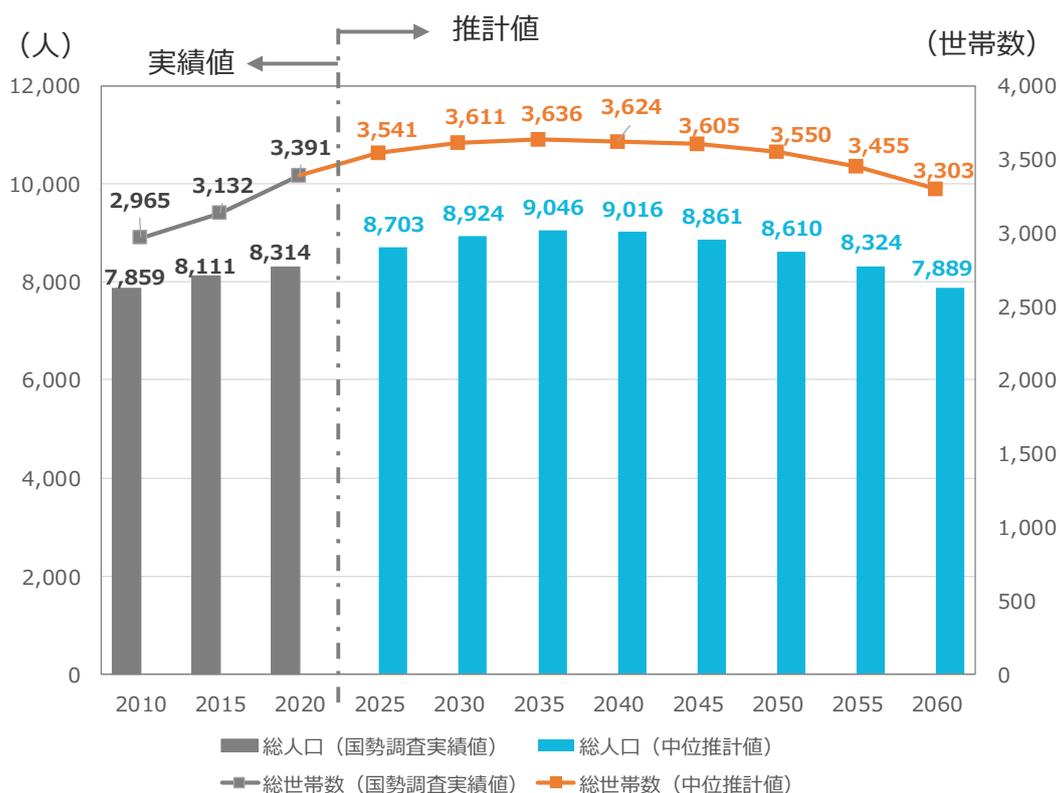
### 3.1.2 社会的状況

#### (1) 人口・世帯数

東川町は近年継続して緩やかな人口増加傾向にある、道内及び全国において稀有な地域です。

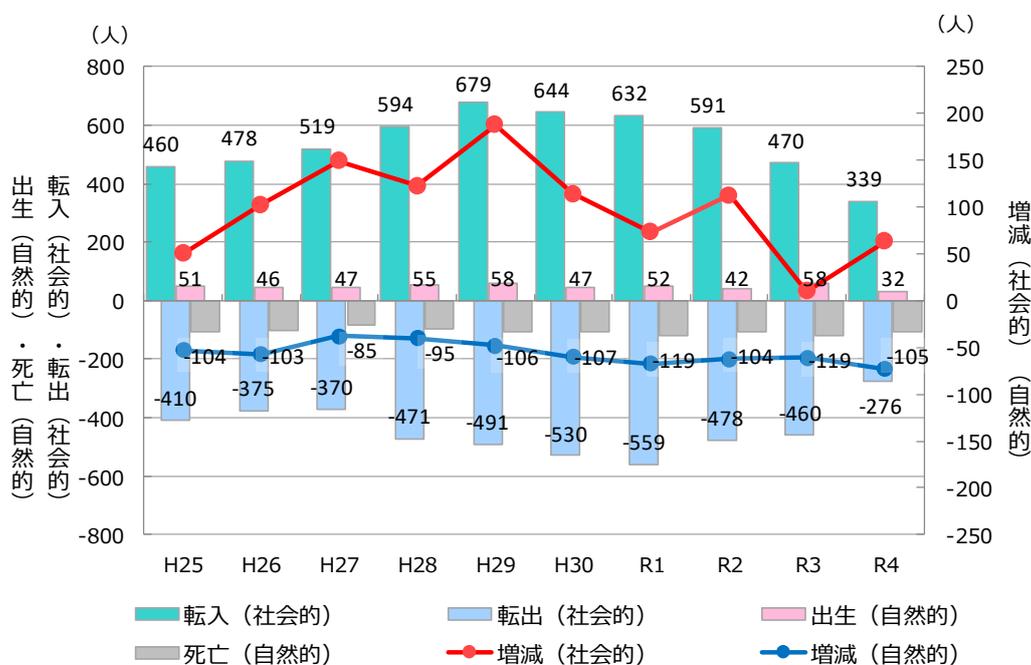
東川町では、高度経済成長期であった 1954 年から 1973 年まで、札幌市や首都圏等への人口流出が続き、人口が大きく減少しました。その後も緩やかな減少が続きましたが、1995 年から民間事業者等による宅地造成が行われ、人口が増加に転じました。2003 年から、町では定住促進に繋げる様々な施策を実施した結果、微増を維持しており、2020 年 10 月末における国勢調査では 8,314 人となっています。人口が増加した要因の一つに、2009 年から開始した日本語・日本文化研修事業と旭川福祉専門学校日本語学科の開設、町立東川日本語学校開校による外国人留学生の受け入れもあげられます。東川町独自の人口推計では、町の人口は 2035 年以降減少し、2060 年時点で 2010 年と同程度になるとされています。

図表 3-3 人口・世帯数の推移



出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」等を参照して作成（一部独自に推計）

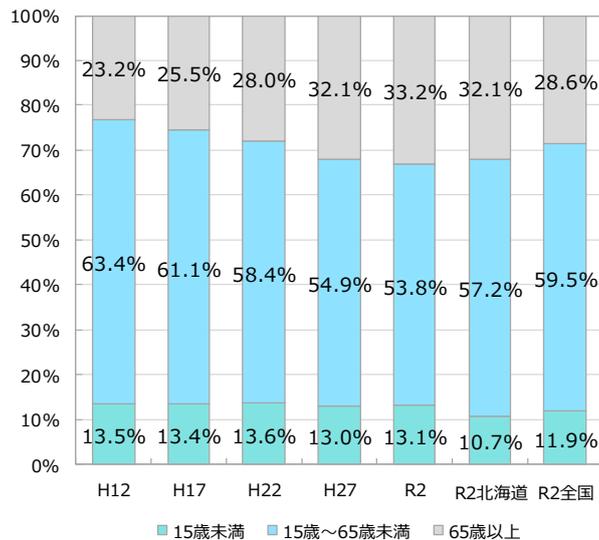
図表 3-4 人口動態



出所：国勢調査を基に作成

年少人口は、子育て世帯の転入増により維持できています。ただし、出生数が減少傾向にあるため、老年人口の増加と相まって、1990年代より自然減が続いていることから、出生率の向上が課題となっています。生産年齢人口は、子育て世代の転入が増加しているにもかかわらず、一貫して減少を続け、平均寿命の伸び等に伴う老年人口の増加により、高齢化が進行しています。

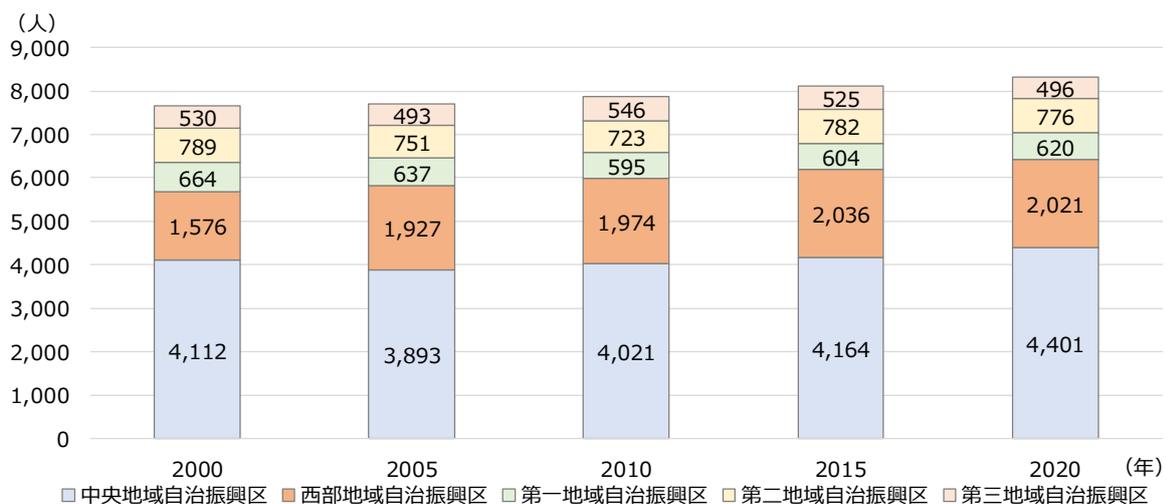
図表 3-5 年齢区分別人口割合



出所：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」等を参照して作成（一部独自に推計）

地区別に人口推移をみると、中心市街地と重複する中央地域自治振興区は一貫して人口が増加しています。また、その他の自治振興区においても人口は増加もしくは現状維持の傾向にあります。そのため、町内で他自治振興区から中央地域自治振興区への人口移動が生じているのではなく、町全体として均衡ある人口増加を達成していることが確認できます。

図表 3-6 地区別人口の推移



出所：国勢調査を基に作成

## (2) 文化

東川町は、恵まれた自然環境や風土、景観のもと、大雪山文化、写真文化、家具デザイン文化が育まれてきました。複合交流施設「せんとびゅあ」をはじめとする様々な文化施設を活用しながら、地域特有の文化を振興し、町民が文化や芸術に触れる機会を創出しています。

図表 3-7 東川町の文化的資源

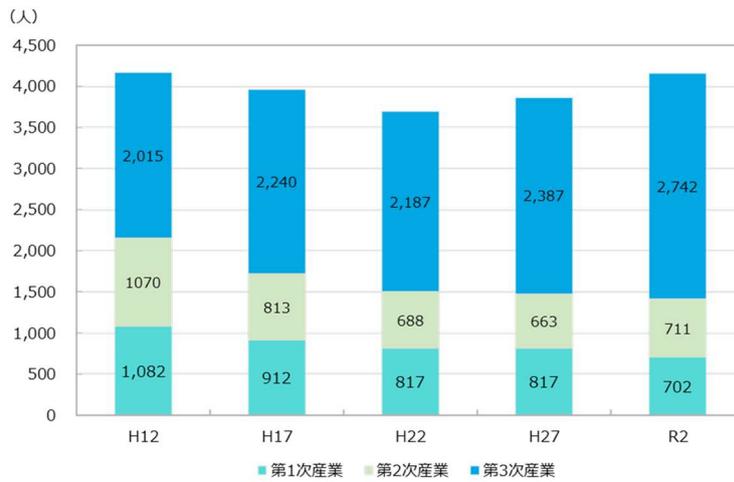


出所：東川町作成

## (3) 産業構造

東川町の産業構造を従業者数（総務省「国勢調査」）で見ると、2020年時点では、第1次産業が702人（16.9%）、第2次産業が711人（17.1%）、第3次産業が2,742人（66.0%）となっています。また、産業ごとの生産額（内閣府「RESAS（地域経済分析システム）」）を見ると、2018年時点では、第1次産業が75億円（16.2%）、第2次産業が197億円（42.5%）、第3次産業が192億円（41.4%）と第2次産業が最も大きくなっています（四捨五入の関係で合計値は必ずしも100%になりません）。

図表 3-8 産業別就業人口



出所：総務省「国勢調査」

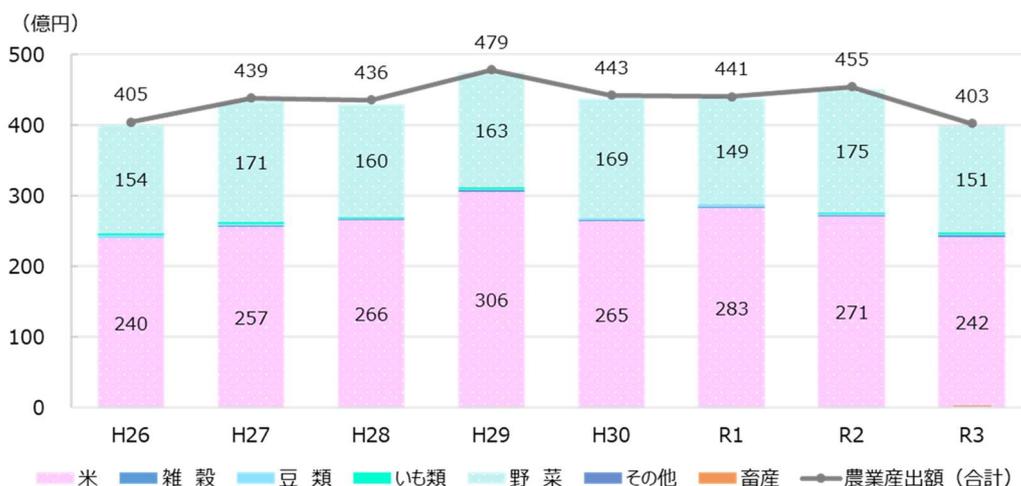
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521>)

(令和5(2023)年12月20日閲覧)

第1次産業について、農業産出額 40 億 3 千万円（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」2021 年）は、米（24 億 2 千万円）と野菜（15 億 1 千万円）が占めています。特に本町の特徴として、水田が耕地面積全体に占める割合が 81.7%（農林水産省「面積調査」2022 年）と、全国平均（54.4%）や北海道平均（19.4%）と比べて圧倒的に高くなっています。農業における特徴的な取組として、「東川米」のブランド化を行っています。町内では米穀関係や高原野菜を中心に農業が盛んです。米については J A ひがしかわを中心とする徹底した品質管理と栽培技術の向上や地域団体商標の登録といった取り組みにより、ブランド化を推進しています。また、2020 年には公設民営酒造として、三千櫻酒造を誘致しました。さらに、「東川米」のブランド化のさらなる推進を目的に、米の長期保存や鮮度保持を行う「ひがしかわライスターミナル」の整備を 2023 年から開始しています。

林業については、治山、水源保全などを目的に、町内の事業等により町有林、道有林の保全活動を実施しています。

図表 3-9 一次産業農産物別生産額



出所：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」  
 ([https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson\\_sansyutu/index.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html))  
 (令和5(2023)年12月20日閲覧)

第2次産業について、工業統計調査（経済産業省）によると2020年時点では、木工・家具産業（家具を除く）及び家具・装備品製造業の出荷額の合計値は81億5千万円と、製造品出荷額全体の65.6%を占めています。

第3次産業は、「RESAS（地域経済分析システム）」（内閣府）によると、2018年時点では、卸売業・小売業の生産額が21億円、宿泊業・飲食サービス業の生産額が26億円と大きな割合を占めています。近年では転入者やUターン者等によるカフェレストラン、ベーカリー、セレクトショップ等の開業が活発に行われ、商工会の加入事業者が増加しています。これは実施している起業化支援制度や定住支援、町の魅力発信による成果を一定程度反映しているものと考えられます。

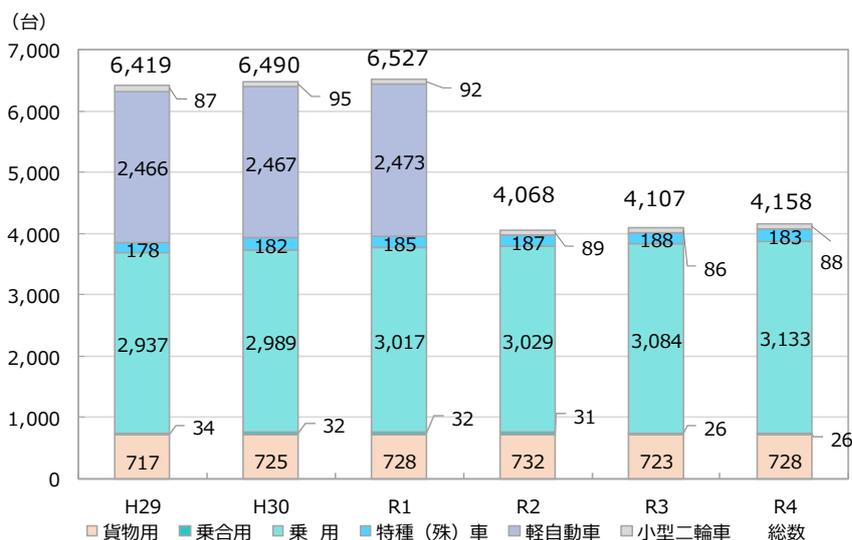
一方、第1次産業では農業者の高齢化の進行などにより、総農家数は2005年時点の384戸から、2020年時点では192戸と半減しており、第2次産業では、常用従業者数が、1991年時点では1,307人でしたが2020年時点では709人まで減少しています。3次産業では、高齢化により、町内で介護保険施設等が増設される等、需要が高まっている福祉分野などについては、労働人口の不足が見込まれており、担い手の確保、人材育成などの課題が見込まれます。

#### (4) 交通機関

本町には鉄道及び国道が存在しません。地域公共交通としては、旭川電気軌道株式会社による路線バス（6路線運行）、町営スクールバス（月曜日から土曜日の間、3路線運行）、東交ハイヤー株式会社によるタクシー及び乗合タクシー（月曜日から土曜日の間）、住民ボランティアによって地域住民相互の見守り活動の一環で行われている「みまもりカー」、町営貸切バス、各送迎バスが運行しています（町営スクールバスと乗合タクシーは日曜・祝祭日・年末年始は運休）。また2024年5月には、今度の本町の新たな地域交通の在り方をとりまとめた「東川町地域公共交通計画」を策定しました。

町内の自動車保有状況は近年大きな変化なく推移しています。2019年時点の乗用車1台当り人口は1.8人です。上川総合振興局内においては平均的な値ですが、札幌市（2.3人）等都市部と比較すると少ないことから、自家用車による移動が活発であるといえます。

図表 3-10 自動車保有状況



出所：北海道「保有車両数年報（北海道編）」を基に作成  
[https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/04\\_siryou\\_toukei/toukei.html](https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/touroku/04_siryou_toukei/toukei.html)

※当該資料において、令和3年3月末以降、軽自動車の保有状況が計上されなくなった

## (5) 景観形成

本町は、大雪山や田園風景と調和する美しい風景づくりを推進するため、2002年に「美しい東川の風景を守り育てる条例」を制定し、2007年には北海道で初めて景観行政団体の指定を受けました。この条例は、東川町の自然、歴史、風土、文化等を踏まえた良好な景観づくりや環境保全に必要な事項及び景観法の規定に基づく事項を定め、町、町民等、事業者及び土地の所有者等の責任と規範を定めたものです。

その後、東川町の豊かな自然景観と美しい文化景観を守るため、住宅の植栽、外観、住宅回り、配置と規模、周囲との調和への配慮等について定めた「東川風住宅設計指針」を定め、2006年には「東川町景観計画」を策定するなど、引き続き良好な景観づくりに努めています。

図表 3-11 美しい景観を守る取り組み

「美しい東川の風景を守り育てる条例」

(景観条例の制定)

2002年に景観条例を制定し、環境保全と景観形成を進めるために、行政、住民、事業者等が連携した美しい風景づくりを推進しています。2005年3月には景観法に基づく景観行政団体となり、景観や環境に配慮した東川風住宅の建築を推奨しています。

グリーンヴェレッジ

「東川風住宅設計指針」に基づき、庭の植栽、木材の利用、屋根の形、色、外壁の色、塀や囲いの制限、オイルタンクを隠す方法など、美しい街並みを実現するために各戸が取り組むべき細かい規定があります。町と建主はこれらの景観協定を締結します。住宅の間には、緑道があり住民が共同で敷地の管理を行います。

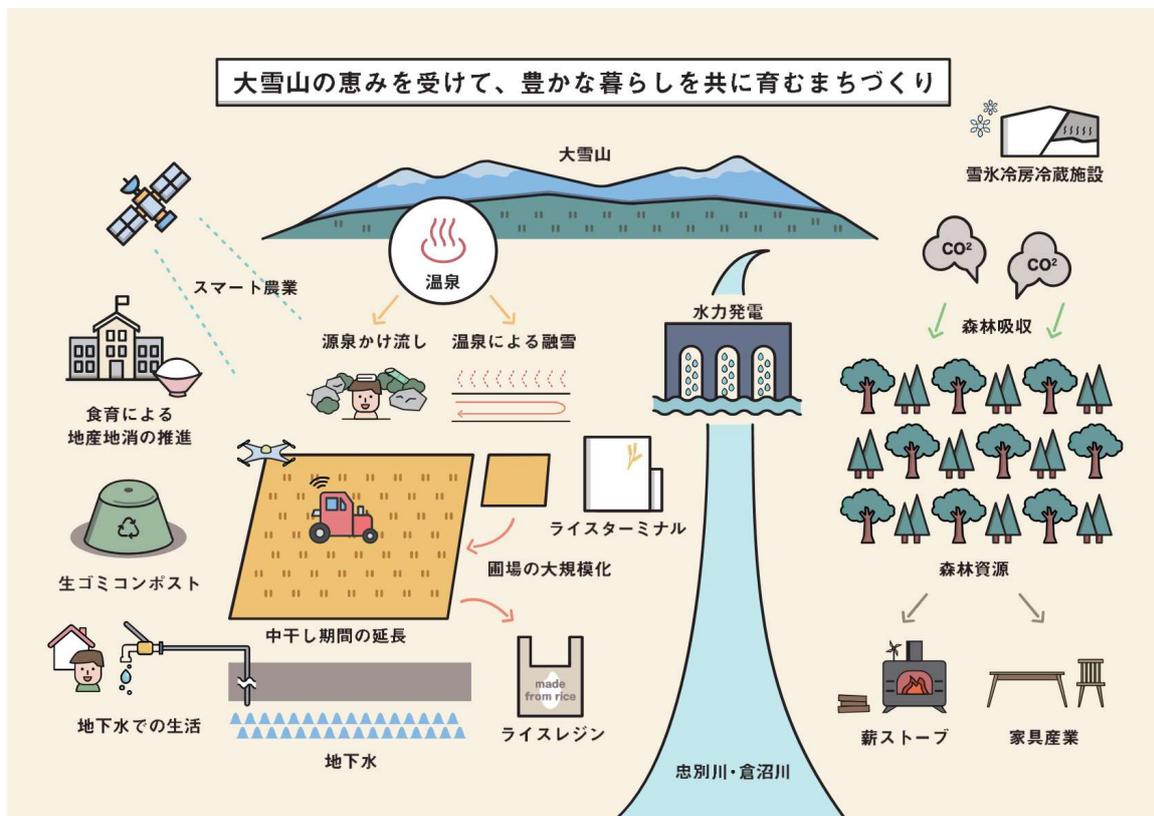


出所：東川町作成

3.1.3 東川町における暮らしの特徴

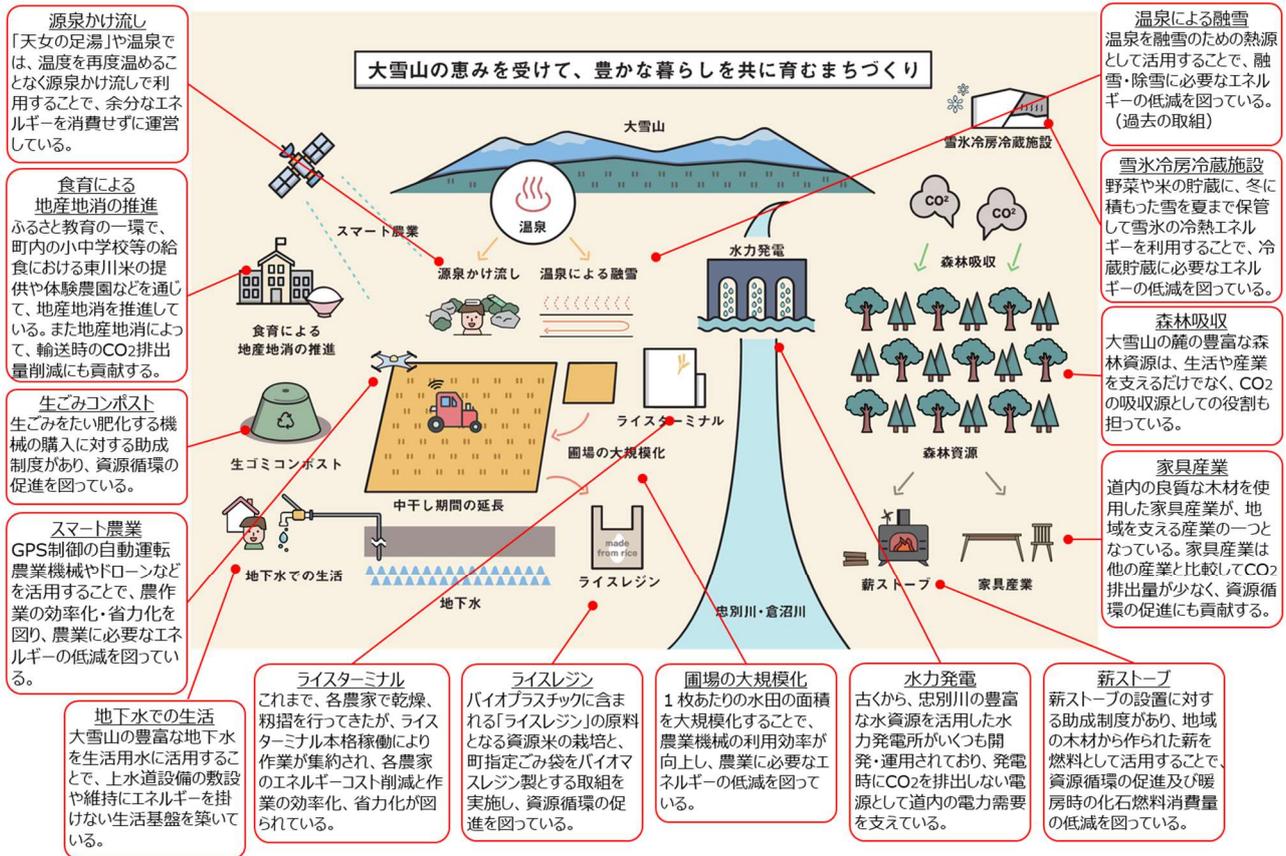
前述のとおり、本町は大雪山連峰の最高峰旭岳（2,291m）を擁するなど、雄大な自然や田園が広がる美しい風景と写真文化を通じて潤いと活力のあるまちづくりに取り組んでいる町です。森林、温泉、地下水、忠別川等の地域資源を活かし、家具産業等の商工業、稲作を中心とする農林業、観光業はじめ、様々な産業が営まれてきました。また、町民の暮らしにおいても、地下水や薪ストーブの活用、地場食材の地産地消等、豊かな暮らしが育まれています。こうした様々な地域資源を活かし、本町では以下に示すような暮らしの特徴を有しています。

図表 3-12 本町の特徴



出所：東川町作成

図表 3-13 本町の特徴（取組詳細）



出所：東川町作成

## 3.2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

### 3.2.1 本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

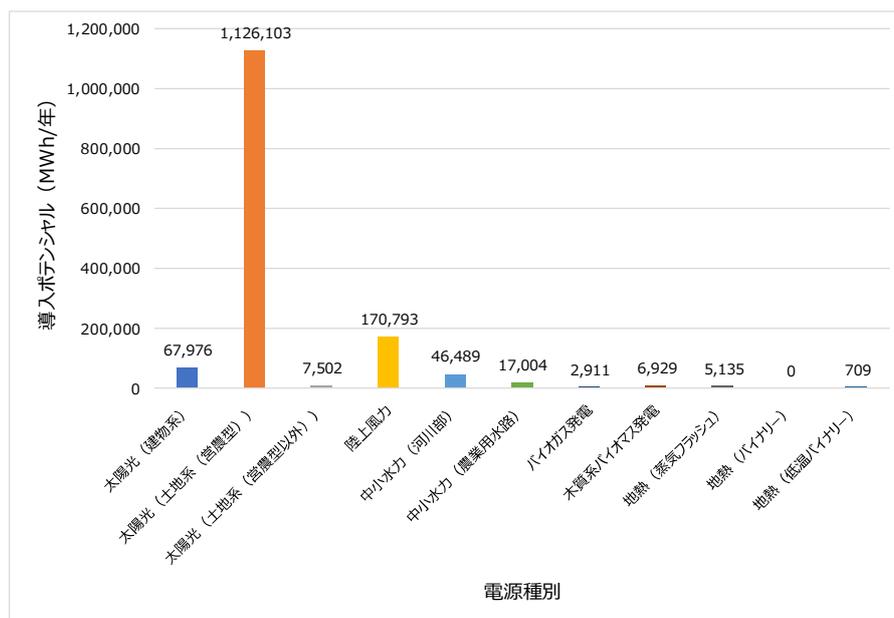
環境省が公表している「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に基づき推計した、本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャルは下図表に示す通りです。

電源種別では、太陽光（土地系（営農型））の再エネポテンシャルが大半を占めています。

導入ポテンシャルの合計値の約 145 万 MWh/年は、本町の電力消費量（2020 年度：48,573MWh/年）の約 30 倍に相当します。

図表 3-14 電源種別導入ポテンシャル

電源種別	導入ポテンシャル (MWh/年)	割合 (%)
太陽光 (建物系)	67,976	4.7%
太陽光 (土地系 (営農型))	1,126,103	77.6%
太陽光 (土地系 (営農型以外))	7,502	0.5%
陸上風力	170,793	11.8%
中小水力 (河川部)	46,489	3.2%
中小水力 (農業用水路)	17,004	1.2%
バイオガス発電	2,911	0.2%
木質系バイオマス発電	6,929	0.5%
地熱 (蒸気フラッシュ)	5,135	0.4%
地熱 (バイナリー)	0	0.0%
地熱 (低温バイナリー)	709	0.0%
合計	1,451,552	100.0%



出所：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」より作成  
<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>

本町のバイオガス発電の原料種別導入ポテンシャルは、下水汚泥が最も多くなっています。汚泥は、旭川市周辺の複数自治体で収集して旭川市内で処理を行っているため、汚泥を原料として活用するには関係する自治体との調整が必要となります。

本町は稲作が盛んであることから、農業系バイオマスとしては稲わら・もみ殻を計上しています。現時点ではこれらの資源は主として、たい肥原料や敷き藁などの用途として利用されていますが、未利用の部分や調整可能な部分は、エネルギーとして利活用できる可能性があります。

図表 3-15 バイオガス・木質系バイオマス発電の原料種別導入ポテンシャル

種別		導入ポテンシャル	
		発電量 (MWh/年)	発熱量 (GJ/年)
バイオガス	畜産廃棄物	51	682
	汚泥 (し尿・浄化槽汚泥)	50	653
	汚泥 (下水汚泥)	2,809	36,409
木質系バイオマス	農業系	6,929	192,744
合計	バイオガス利用	2,911	37,744
	木質系バイオマス利用	6,929	192,744
	合計	9,839	230,489

出所：東川町「ひがしかわ再生可能エネルギー導入計画」より引用

本町の再エネの熱利用に関しては、雪氷冷熱の導入ポテンシャルが最も高くなっています。太陽熱と地中熱の導入ポテンシャルは、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」を参照して把握しています。雪氷冷熱のポテンシャルは、町道 (全長 235km、面積 1,140km<sup>2</sup>) に積もる雪 (※) の 1% を導入ポテンシャルとして推計しました。

※積雪量は、町道の面積に対して、旭川における過去 30 年間 (1991～2020 年) 平均の降雪の深さ (11～3 月までの合計 : 5.42m) を乗じることで、雪の体積を試算。

図表 3-16 再生可能エネルギー熱導入ポテンシャル

再エネ熱種別	導入ポテンシャル (TJ/年)
太陽熱	34.5
地中熱	413.9
雪氷冷熱	13,272.9
合計	13,721.3

出所：東川町「ひがしかわ再生可能エネルギー導入計画」より引用

### 3.2.2 ポテンシャルに対する再生可能エネルギー導入状況

本町の再エネポテンシャルに対し、既に設置されている再エネ設備の割合は下図表に示す通りです。

水力発電ではポテンシャルを大きく上回る規模の導入が行われています。太陽光発電をはじめとする他の電源は、ポテンシャルに対してごく僅かしか導入が進んでいないため、十分な再エネ導入の余地があると考えられます。2023年3月時点の再エネ導入量（79,168MWh/年）は、2020年度の本町内の電力消費量推計値（48,573MWh/年）の約1.6倍に相当しますが、再エネ導入量のうちの9割以上が北海道電力による水力発電であり、そこからの電力は道内全域で再エネとして販売、利用されています。

図表 3-17 本町における再エネ導入状況 再エネポテンシャルに対する導入状況

電源種別	導入ポテンシャル	導入状況		計画状況	
	(MWh/年)	(MWh/年)	割合 (%)	(MWh/年)	割合 (%)
太陽光発電	1,201,581	5,663	0.5%	5,837	0.5%
陸上風力発電	170,793	0	0.0%	0	0.0%
中小水力発電	63,494	73,505	115.8%	73,505	115.8%
バイオガス発電	2,911	0	0.0%	0	0.0%
木質系バイオマス発電	6,929	0	0.0%	0	0.0%
地熱発電（フラッシュ発電）	5,135	0	0.0%	0	0.0%
地熱発電（低温バイナリー発電）	709	0	0.0%	0	0.0%
合計	1,451,552	79,168	5.5%	79,342	5.5%

出所：資源エネルギー庁「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」より作成  
(<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>)

### 3.2.3 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量

本町の森林によるCO<sub>2</sub>吸収量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省／令和5年3月）に基づき、国有林・道有林・町有林・民有林を対象に、2時点（※）の蓄積量の差から1年あたりの量を算定した結果、約6.5万t-CO<sub>2</sub>/年と推計されました。

国有林、道有林については、国および道の今後の政策動向によっては国、道側の吸収効果となり、本町の吸収効果としてカウントできない可能性もあります。また、本試算は森林整備が確実になされていることが前提となっており、計画的な森林管理（枝打ち、間伐等）が必要となります。

※道有林・町有林・民有林については、2013年度と2022年度の2時点、国有林については取得可能なデータの都合上、2013年度と2018年度の2時点。

図表 3-18 森林によるCO<sub>2</sub>吸収量

林種	樹種区分	CO <sub>2</sub> 吸収量[t-CO <sub>2</sub> /年]		
		国有林(※)	道有林	町有林・民有林
人工林	針葉樹	1,249	1,725	1,798
	広葉樹	0	-48	640
	小計	1,249	1,677	2,438
天然林	針葉樹	5,803	6,561	0
	広葉樹	1,132	22,495	5,900
	混交林	0	17,028	600
	小計	6,936	46,084	6,500
所有区分別合計 (割合)		8,185 (13%)	47,761 (74%)	8,937 (14%)
合計		64,883		

※国有林におけるCO<sub>2</sub>吸収量は、国有林野施業実施計画の数字を元に町が算出した数値です。

出所：東川町「ひがしかわ再生可能エネルギー導入計画」より引用

## 4 温室効果ガス排出量の推計・増減要因分析

### 4.1 本町の現状の温室効果ガス排出量の推計値

本町における現状の温室効果ガス排出量推計値については、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和5年3月）」に記載されている算定手法に準じて算定しました。なお、各排出部門・分野において用いた推計手法は下記のとおりです。

図表 4-1 CO<sub>2</sub> 排出量推計手法

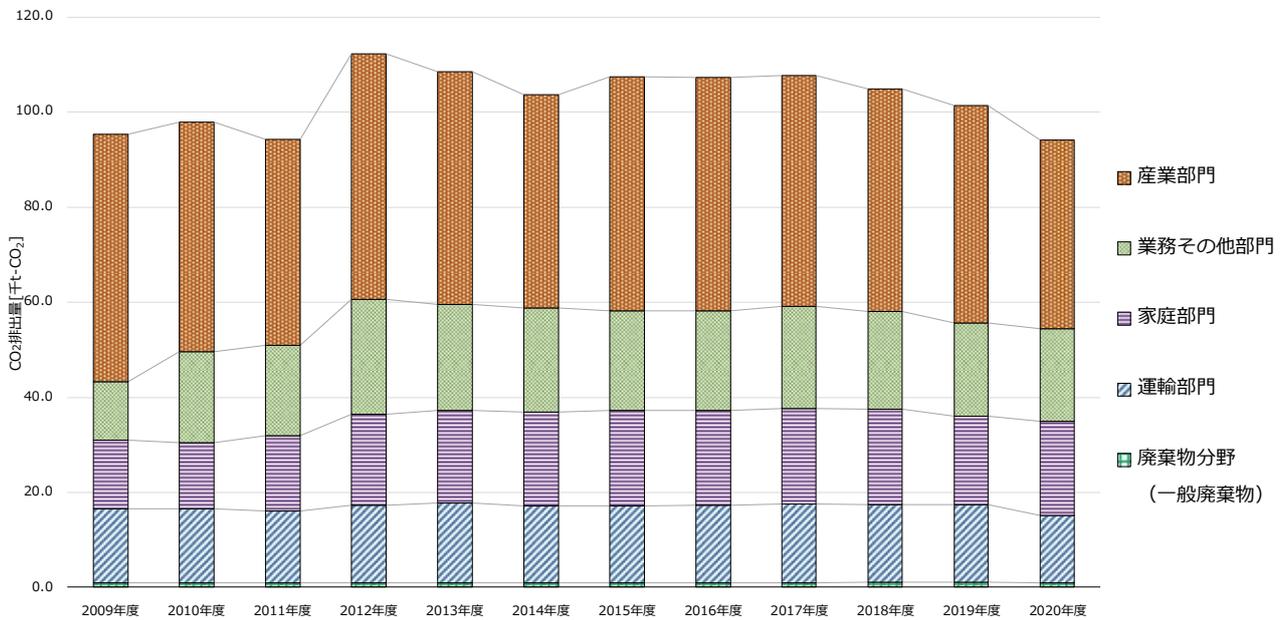
排出部門・分野		推計手法	統計データ出所
産業部門	製造業	北海道の製造業における炭素排出量に 44/12 を乗じた値（CO <sub>2</sub> 排出量）を、北海道と本町の製造品出荷額の比で按分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」</li> <li>● 経済産業省「工業統計調査」</li> </ul>
	建設業・鉱業	北海道の鉱業他と建設業における炭素排出量に 44/12 を乗じた値（CO <sub>2</sub> 排出量）を、北海道と本町の鉱業他と建設業の従業者数の比で按分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」</li> <li>● 総務省「経済センサス-活動調査」</li> </ul>
	農林水産業	北海道の農林水産業における炭素排出量に 44/12 を乗じた値（CO <sub>2</sub> 排出量）を、北海道と本町の農林水産業の従業者数の比で按分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」</li> <li>● 総務省「経済センサス-活動調査」</li> </ul>
業務その他部門		業種別のエネルギー種別消費原単位を、本町の業種別床面積に乘じることによって業務その他部門におけるエネルギー種別エネルギー消費量を算出する。算出されたエネルギー種別各エネルギー消費量に CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて合算 ※2018 年度から 2020 年度における町内公共施設からの CO <sub>2</sub> 排出量については、上述の推計ではなく、エネルギー種別エネルギー使用量実績値に CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省「固定資産の価格等の概要調書」</li> <li>● 経済産業省「商業統計調査」</li> <li>● 総務省「公共施設状況調年比較表」</li> <li>● 財務省「国有財産-件別調査」</li> <li>● 文部科学省「学校基本調査」</li> <li>● (財) 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧 (EDMC)」</li> <li>● (財) 日本エネルギー経済研究所「民生部門のエネルギー消費実態調査について」</li> </ul>
家庭部門		電力：北海道の家庭部門における電力消費量を、北海道と本町の世帯数の比で按分し CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて算出 LPG：県庁所在地（札幌市）の 2 人以上世帯当たりの年間 LPG 購入量に本町の世帯数と世帯数補正係数を乘じ、県庁所在地（札幌市）の LPG 普及率で除した値に CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて算出 灯油：県庁所在地（札幌市）の 2 人以上世帯当たり年間灯油購入量に本町の世帯数と世帯数補正係数を乘じた値に CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて算出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」</li> <li>● 総務省「家計調査」</li> <li>● 総務省「国勢調査」</li> <li>● 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」</li> </ul>
運輸部門	自動車（旅客・貨物）	北海道の車種別燃料消費量を、北海道と本町の車種別台数の比で按分し、各燃料に CO <sub>2</sub> 排出係数を乘じて合算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土交通省「自動車燃料消費量調査」</li> <li>● 一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数統計」</li> <li>● 一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数ファイル」</li> </ul>

<p>廃棄物分野 (一般廃棄物)</p>	<p>一般廃棄物中のプラスチックごみ及び合成繊維の焼却量のそれぞれに CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて合算          一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量：一般廃棄物の焼却量に、プラスチックごみの割合とプラスチックごみの固形分割合を乗じる          一般廃棄物中の合成繊維の焼却量：一般廃棄物の焼却量に、繊維くずの割合と繊維くずの固形分割合と繊維くず中の合成繊維の割合を乗じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.1）」</li> <li>● 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」</li> </ul>
--------------------------	--	---

出所：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」を基に作成  
 (https://www.env.go.jp/policy/local\_keikaku/data/manual\_santei\_202303.pdf)

2009 年度から 2020 年度の各排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量推計値は以下のとおりです。推計の結果、現況年度（推計可能な直近の年度）である 2020 年度の CO<sub>2</sub> 排出量は約 9.4 万 t-CO<sub>2</sub> となりました。

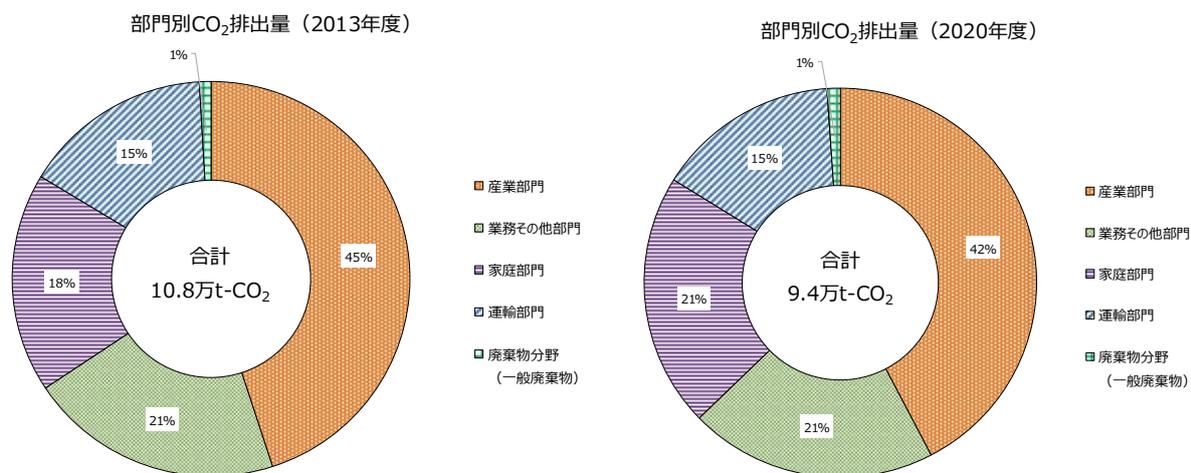
図表 4-2 排出部門・分野別の CO<sub>2</sub> 排出量の現状推計



出所：各種情報を基に作成

2013 年度（国が定める基準年度）及び 2020 年度（現況年度）における排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量割合は以下のとおりです。現況年度の 2020 年度は、産業部門が約 4 割、次いで家庭部門が約 2 割を占めています。

図表 4-3 排出部門・分野別の CO<sub>2</sub> 排出量割合（基準年度：2013 年度、現況年度：2020 年度）



出所：各種情報を基に作成

## 4.2 2050 年までの将来の推計値

2020 年度における本町の温室効果ガス排出量を基準として、2050 年度まで本町の将来的な温室効果ガス排出量を推計します。推計方法については「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に基づき、現状趨勢（BAU）ケースの推計を実施しました。現状趨勢（BAU）ケースとは、温室効果ガス排出量の算定式の各項（活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約率）について、今後、追加的な対策を実施しないまま推移したと仮定して推計を実施するケースになります。

各排出部門・分野における温室効果ガス排出量の将来推計にあたり、排出量を「活動量（活動量指標の値）」と「CO<sub>2</sub> 排出量原単位（単位活動量あたりの CO<sub>2</sub> 排出量）」に分解し、前頁の活動量に対して、2005 年度～2020 年度の活動量の推移から最小二乗法（過去の値の近似直線を延長）により将来予測値を 2050 年度まで求めます。そして、求めた活動量の将来予測値に 2020 年度（最新実績値）の CO<sub>2</sub> 排出量原単位を乗じることによって、2050 年度までの成り行き排出量予測値を算出しました。

図表 4-4 CO<sub>2</sub> 排出量将来推計値の算定式

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{最新年度のCO}_2\text{排出量原単位} \\ \text{[CO}_2\text{排出量/活動量]} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{活動量の将来推計値} \\ \text{[活動量]} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{将来のCO}_2\text{排出量} \\ \text{[CO}_2\text{排出量]} \end{array}}$$

出所：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和 5 年 3 月」を基に作成  
 ([https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/data/manual\\_santei\\_202303.pdf](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_santei_202303.pdf))

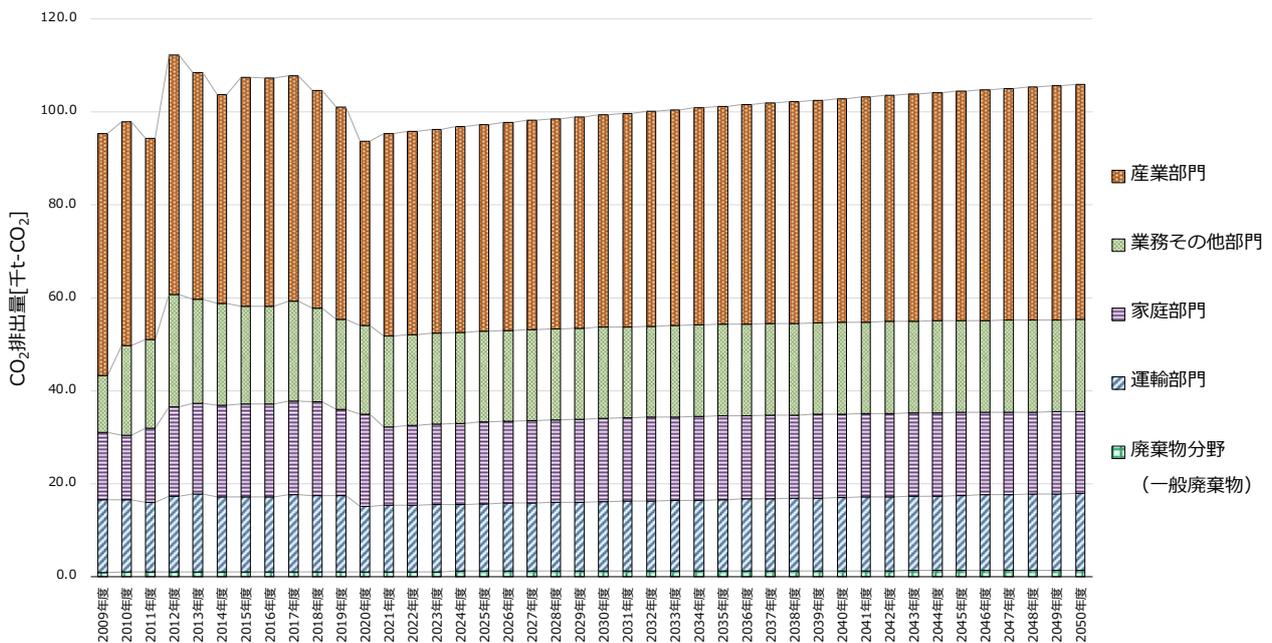
図表 4-5 CO<sub>2</sub> 排出量将来推計に用いる活動量指標

排出部門・分野		活動量指標
産業部門	製造業	製造品出荷額[万円]
	建設業・鉱業	従業者数[人]
	農林水産業	従業者数[人]
業務その他部門		延床面積[m <sup>2</sup> ]
家庭部門		世帯数[世帯]
運輸部門	自動車（旅客・貨物）	自動車保有台数[台]
廃棄物分野（一般廃棄物）		人口[人]

出所：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和5年3月」を基に作成  
 (https://www.env.go.jp/policy/local\_keikaku/data/manual\_santei\_202303.pdf)

2020 年度以降の全排出部門・分野 CO<sub>2</sub> 排出量合計値の将来予測推移は以下のとおりです。推計の結果、2050 年度における CO<sub>2</sub> 排出量合計値は約 10.6 万 t-CO<sub>2</sub> と試算されました。

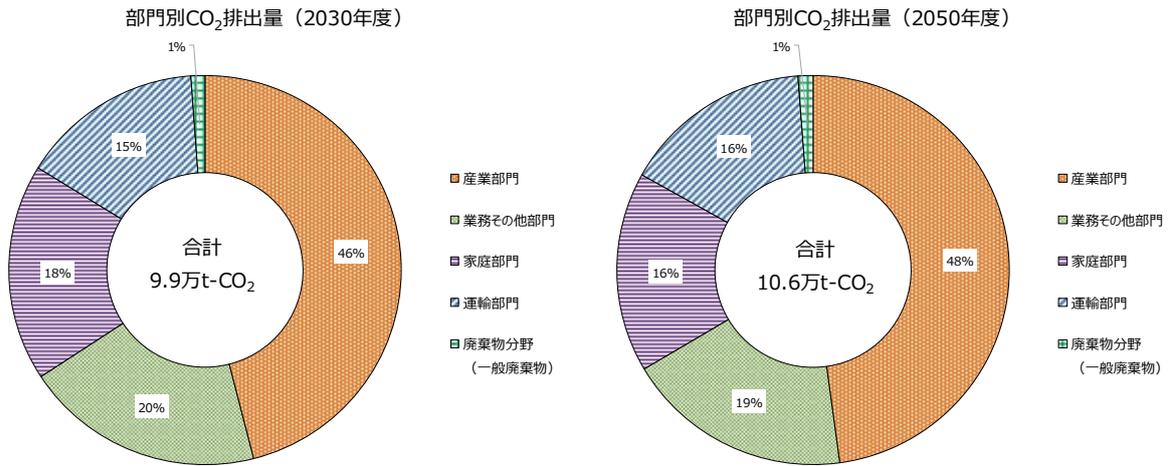
図表 4-6 排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量の将来予測



出所：各種情報を基に作成

2030 年度及び 2050 年度における排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量割合は以下のとおりです。「産業部門」及び「運輸部門」については増加傾向、「業務その他部門」及び「家庭部門」については減少傾向となっています。

図表 4-7 2030 年度及び 2050 年度における排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量割合



出所：各種情報を基に作成

2020 年度以降の各排出部門・分野別 CO<sub>2</sub> 排出量推計値は以下の通りです。

図表 4-8 各排出部門・分野 CO<sub>2</sub> 排出量合計値の将来推計値

部門・分野		[千t-CO <sub>2</sub> ]															
部門・分野		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
合 計		95.3	95.8	96.3	96.8	97.3	97.7	98.1	98.5	98.9	99.4	99.7	100.1	100.5	100.8	101.2	
産業部門	産業部門	43.5	43.7	44.0	44.2	44.5	44.7	45.0	45.2	45.5	45.7	46.0	46.2	46.5	46.7	47.0	
	製造業	27.4	28.0	28.6	29.2	29.8	30.4	31.0	31.7	32.3	32.9	33.5	34.1	34.7	35.3	35.9	
	建設業・鉱業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	農林水産業	15.7	15.4	15.0	14.7	14.3	13.9	13.6	13.2	12.9	12.5	12.2	11.8	11.5	11.1	10.8	
業務その他部門	19.5	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	19.7	19.7	19.7	
家庭部門	17.0	17.1	17.3	17.4	17.6	17.6	17.7	17.8	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	
運輸部門	運輸部門	14.2	14.3	14.4	14.5	14.5	14.6	14.7	14.8	14.9	15.0	15.0	15.1	15.2	15.3	15.4	
	自動車	14.2	14.3	14.4	14.5	14.5	14.6	14.7	14.8	14.9	15.0	15.0	15.1	15.1	15.2	15.3	15.4
	貨物	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
	旅客	8.1	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.3	9.4	9.4
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
部門・分野		2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度	2049年度	2050年度	
合 計		101.5	101.9	102.2	102.5	102.9	103.2	103.5	103.9	104.2	104.5	104.8	105.1	105.4	105.7	106.0	
産業部門	産業部門	47.2	47.5	47.7	48.0	48.2	48.5	48.7	49.0	49.2	49.4	49.7	49.9	50.2	50.4	50.7	
	製造業	36.5	37.1	37.7	38.3	38.9	39.5	40.2	40.8	41.4	42.0	42.6	43.2	43.8	44.4	45.0	
	建設業・鉱業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	農林水産業	10.4	10.1	9.7	9.4	9.0	8.7	8.3	8.0	7.6	7.2	6.9	6.5	6.2	5.8	5.5	
業務その他部門	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	
家庭部門	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.7	17.7	17.6	17.6	
運輸部門	運輸部門	15.4	15.5	15.6	15.7	15.8	15.8	15.9	16.0	16.1	16.2	16.3	16.3	16.4	16.5	16.6	
	自動車	15.4	15.5	15.6	15.7	15.8	15.8	15.9	16.0	16.1	16.2	16.3	16.3	16.4	16.5	16.6	
	貨物	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.8	5.8	
	旅客	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.9	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4	10.5	10.6	10.7	10.7	
	鉄道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内船舶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
エネルギー転換部門	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	

出所：各種情報を基に作成

## 5 計画全体の目標

### 5.1 本計画で実現を目指す目標像

東川町には大雪山連峰の主峰・旭岳が位置しています。大雪山は様々な命を育み、特にアイヌの人びとには「カムイミタラ（神々の遊ぶ庭）」と称されてきた特別な山です。

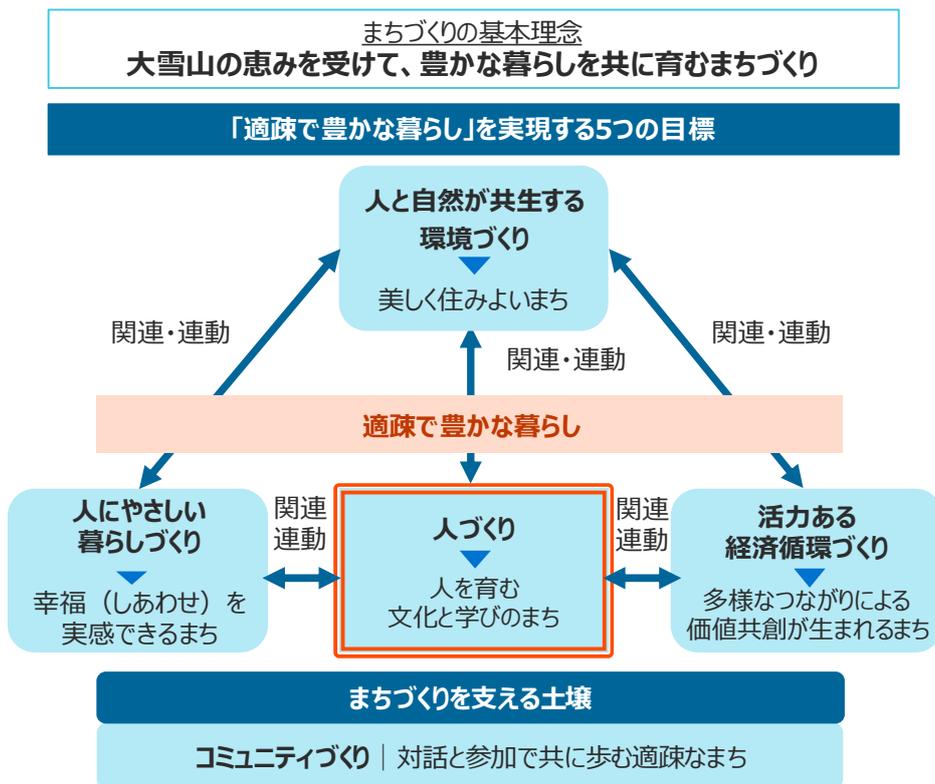
大雪山の豊かな恵みを受け、東川町では「人」「自然」「文化」が調和し織りなす心豊かな暮らしが営まれてきました。

特に近年は美しい景観を守り活かす「写真のまちづくり」、誰もが自分らしく生きられる時間・空間・仲間がある「適疎なまちづくり」、互いの違いを認め合いながらも「共に生きるまちづくり」を進めてきました。

これらの取組をさらに一歩進め、豊かな暮らしを未来につなげていくため、2022年には「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」を行いました。

2024年度以降の新まちづくり計画2024と歩調を合わせ、「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」でめざすまちづくりを具現化するための取組として、東川町ゼロカーボン実行計画を策定します。

図表 5-1 本計画で目指す目標像



出所：東川町作成

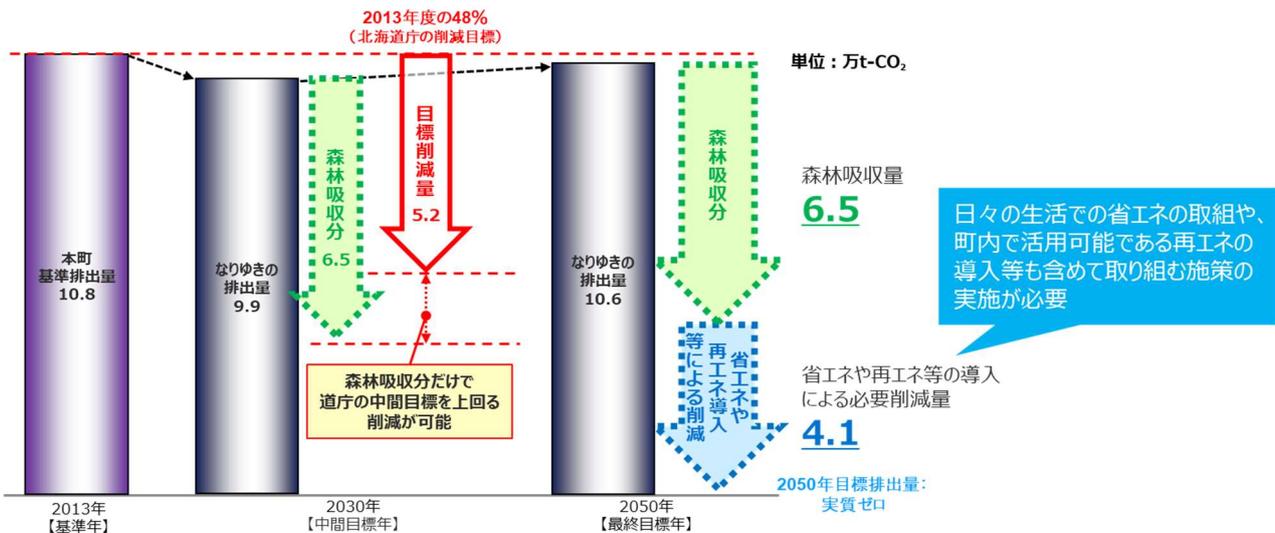
## 5.2 本町における温室効果ガス排出量の削減に向けた基本的な考え方と削減目標

本町は2020年に「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」を行い、2050年ゼロカーボン（CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ）達成を目指しています。加えて、北海道が定める目標では、2030年時点でCO<sub>2</sub>排出量48%削減（2013年比）を目標としているため、これらを踏まえてゼロカーボン達成に向けた方針を検討する必要があります。

前述のとおり、CO<sub>2</sub>排出量の将来推計の結果、2030年度時点のCO<sub>2</sub>排出量は約10.0万t-CO<sub>2</sub>/年、2050年度のCO<sub>2</sub>排出量は約10.6万t-CO<sub>2</sub>/年と試算されました。さらに、町内の森林資源によるCO<sub>2</sub>吸収量のポテンシャルは約6.5万t-CO<sub>2</sub>/年と試算されています。このため、適切な森林管理を継続することで森林によるCO<sub>2</sub>吸収量が維持されると、2030年度時点のCO<sub>2</sub>排出量は約3.4万t-CO<sub>2</sub>/年と試算され、国が示す中間目標だけでなく北海道の中間目標も達成が可能となる見込みです。

一方、2050年ゼロカーボン達成のためには、CO<sub>2</sub>吸収量のポテンシャル約6.5万t-CO<sub>2</sub>を除いた残りの約4.1万t-CO<sub>2</sub>/年を削減するための取組を着実に実施する必要があります。そこで本計画では、2050年ゼロカーボン達成を見据えて、2030年度を目標として取り組むCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた基本的な考え方や具体的施策について整理します。

図表 5-2 2050年ゼロカーボン達成に必要なCO<sub>2</sub>排出削減量



出所：東川町作成

本町ではこれまで、大雪山の恵みを受けて育まれた自然資源を活かし、産業や豊かな生活を営んできました。気候変動は、町の象徴である豊かな自然とその風景、そしてその恵みから成り立つ写真文化にとっても脅威であり、これからも、この自然豊かな地域を未来へ繋ぎ、将来に渡って安心して暮らすことができる持続可能な社会を実現するために、本町のまちづくりにおける基本的要素である「人」「自然」「文化」について、本計画では以下の基本的な考え方のもとでゼロカーボンに取り組みます。

①人：町民一人ひとりが、正しい知識を身に付けながら、共にゼロカーボンに取り組むことができる環境を作ります。

正しい知識を身に付け、町民・事業者・町が協働しながら、日常生活や職場環境の中で共にゼロカーボンに取り組むことができるように、必要な情報発信やイベント、学びの場等の開催を実施します。

②自然：自然資源や景観の保全・管理と両立しながらゼロカーボンに資する取組を実施します。

二酸化炭素の吸収源としても期待される豊富な森林資源は、適切な管理によって吸収源としての機能を維持しつつ、従来通り産業や生活への活用の両立を図ります。

また再生可能エネルギーの導入は、自然資源や景観の保全と両立しながら河川や雪氷、農林残渣、地下水、温泉などの地域資源を活用する方法について調査等を実施して、慎重に導入の検討を行います。そのうえで、関係者や専門家と議論しながら実現に向けて検討・検証を行います。

③文化：新しい技術も取り入れながら適疎なまちづくりとゼロカーボンを両立し、東川町らしい文化を育みます。

従来の地下水や薪ストーブなどを使った自然と共生するライフスタイルを守りながら、スマート農業やライスレジンの新しい技術の活用や、家具産業における地域材の活用や端材の有効活用などを推進することで、生活や産業も含めた東川町らしい大雪山文化、写真文化、家具デザイン文化のさらなる発展とゼロカーボンの両立を図ります。

また CO<sub>2</sub> 排出量の将来推計では、2021 年度以降は製造業における製造品出荷額の増加などの社会的要因の変化によって CO<sub>2</sub> 排出量が増加すると試算されています。2030 年度は 2013 年度と比較して成り行きにより約 9 千 t-CO<sub>2</sub>/年の減少が見込まれていますが、この減少には新型コロナウイルス感染症拡大等を起因する製造品出荷額の減少などの社会的要因の変化が大きく影響していると推察されます。

そこで、2030 年度における CO<sub>2</sub> 排出量削減目標は、社会的要因の変化は見込まずに、現在見込まれる CO<sub>2</sub> 排出量削減効果を着実に維持・達成することを方針とします。

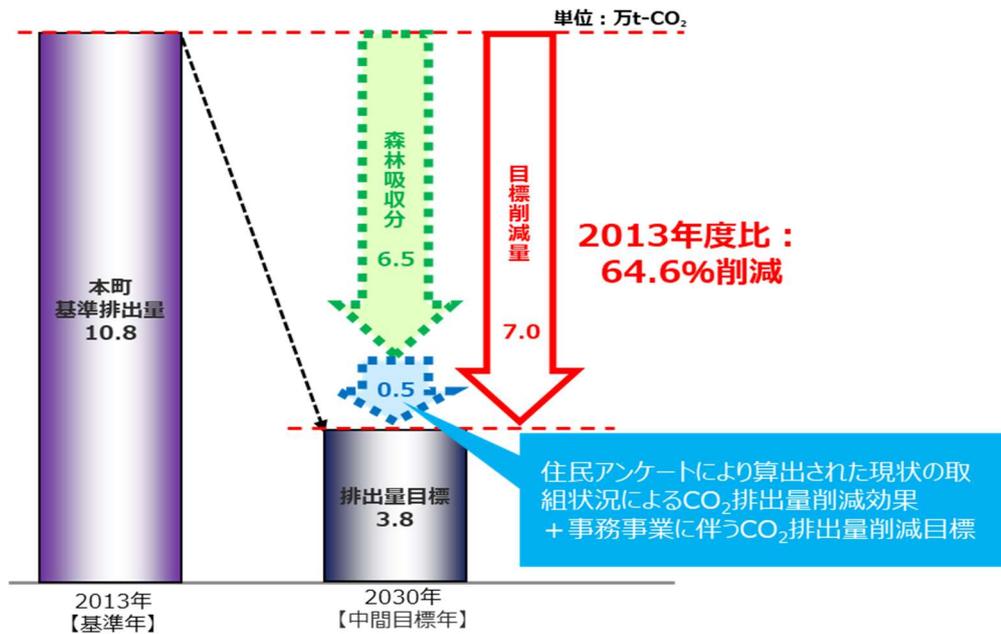
したがって、本町における 2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量削減目標（2013 年度比）は、現在の森林資源による CO<sub>2</sub> 吸収量、事務事業に伴う 2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出削減目標量及び住民アンケートにより算出された現在のゼロカーボンに関する取組状況による CO<sub>2</sub> 排出量削減効果を全て維持・達成した場合の CO<sub>2</sub> 排出削減量 70,064t-CO<sub>2</sub>/年（2013 年度比 64.6%削減）を目標とし、更なる取組の実現により 2050 年ゼロカーボン達成に向けてより一層の CO<sub>2</sub> 排出量削減に努めます。

目標の達成に向けては、上記の基本的な考え方のもと、町民・事業者・町が協力・連携しながら、それぞれの役割のもとでゼロカーボンの取組を推進します。

#### 【東川町における二酸化炭素排出量削減目標】

2050（令和 32）年度のゼロカーボン（実質ゼロ）実現に向けて、  
2030（令和 12）年度における二酸化炭素排出量を  
2013（平成 25）年度比で **64.6%削減**を目指します。

図表 5-3 本町における2030年のCO<sub>2</sub>排出量削減目標



出所：東川町作成

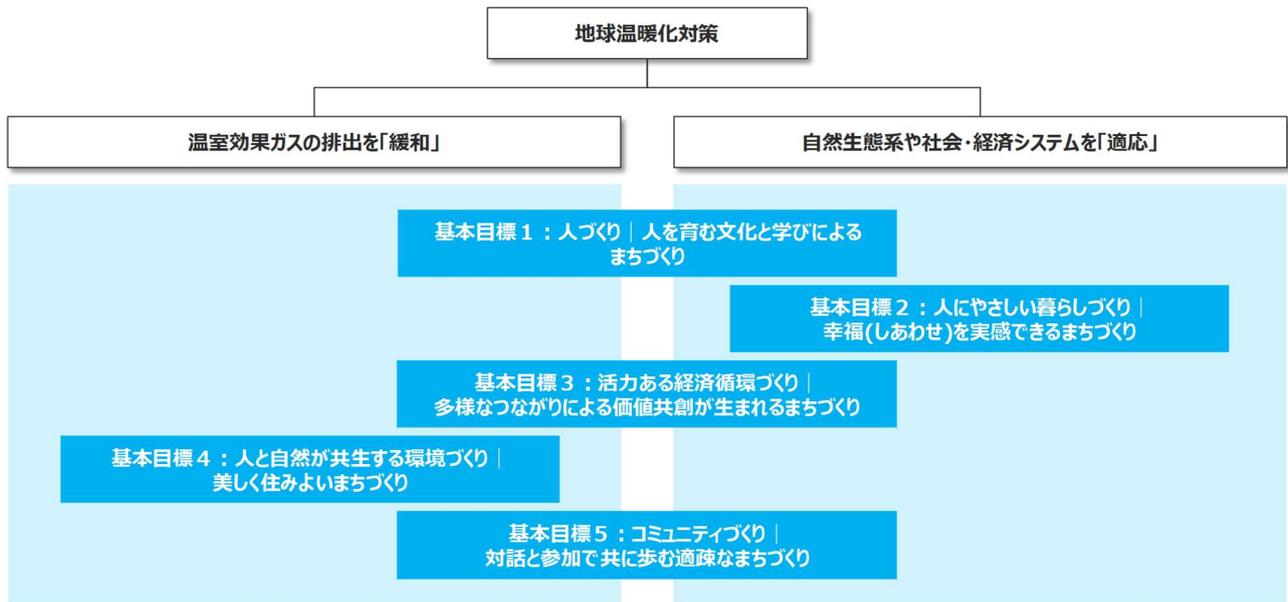
### 5.3 地球温暖化対策の体系

地球温暖化対策には大きく「緩和策」と「適応策」の2つの方向性があります。

「緩和策」は、温室効果ガス排出量の削減と温室効果ガスの吸収の2つの方策によって、地球温暖化の進行を少しでも遅らせることを目的とします。一方、「適応策」は、地球温暖化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する、あるいは気候変動の好影響を増長させるものです。

本計画においては、前述の町の目標像実現に向けた5つの基本目標「人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり」「人にやさしい暮らしづくり | 幸福（しあわせ）を実感できるまちづくり」「活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり」「人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり」「コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適度なまちづくり」において、緩和策と適応策双方についてバランスよく取り組むこととします。

図表 5-4 地球温暖化対策の体系



出所：東川町作成

## 5.4 温室効果ガス排出量削減に向けた対策・施策

### 5.4.1 基本目標 1（人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり）にかかわる対策・施策

#### 基本目標 1：人づくり | 人を育む文化と学びによるまちづくり

本町でゼロカーボンを実現する上では一人ひとりの率先した行動が必要であるため、省エネをはじめ、持続可能なまちを実現する行動を促進します。また、すべての世代がゼロカーボンについて共に学びあえるような場づくりに努めます。

基本目標 1 では、特に教育と学び・写真の町・文化・国際共育分野の関連施策との連動を図ります。

#### ■ 対策 1 - ①：持続可能なまちを実現する行動の促進【適応策・緩和策】

「省エネモード」の積極利用や冬季の厚着・夏季の軽装励行など、省エネに資する行動に関する情報を町が取りまとめ、発信します。事業者や町民は、こうした情報を積極的に取り入れ、省エネ行動の実践に努めるものとします。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動に関する情報の取得</li> <li>照明のごまめな消灯をする</li> <li>使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>テレビをつけっぱなしにしない</li> <li>冷蔵庫の温度調整、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓</li> <li>冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置</li> <li>冷蔵庫の扉の開閉を最短・最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動に関する情報の取得</li> <li>使用していない会議室等の冷暖房機器はつけっぱなしにしない</li> <li>使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>効果的・計画的な事務処理に努め、定時退社日には定時退社を実施し、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める</li> <li>業務に支障のない範囲で、消灯や蛍光灯の間引きを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ行動に関する情報のとりまとめと発信</li> <li>使用していない会議室等の冷暖房機器はつけっぱなしにしない</li> <li>使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>公共施設の再エネ導入</li> <li>公共施設群の ZEB 化</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・食器洗い時は温度設定を低くする</li> <li>・電気ポットを長時間使わない時には、コンセントを抜く</li> <li>・食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにする</li> <li>・シャワーはお湯を流しっぱなしにしない</li> <li>・温水洗浄便座の設定温度を低くし、使わない時はふたを閉める</li> <li>・洗濯は、まとめて洗う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ、会議室等に利用者不在の場合や昼休み時間は消灯する</li> <li>・OA 機器等の電源をこまめに切り、退社時には電源が切られていることを確認する</li> <li>・冷蔵庫は季節や使用状況に応じ、設定温度を「弱」にする</li> <li>・温水洗浄便座の設定温度を低くし、使わない時はふたを閉める</li> <li>・代用できるものがある場合は、支障のない範囲で設備機器の利用を控える（エアタオル→ハンカチなど）</li> </ul>	
--	--	--

### ■ 対策 1 - ② : 持続可能なまちの実現に向けた学びの場づくり【適応策・緩和策】

町立小中学校をはじめ、学校教育の場においてゼロカーボンにかかわる教育プログラムを構築します。また、学齢期に限らず希望する人はゼロカーボンについて学べるよう、「LIP フェス」や「東川町デザインスクール」等既存の様々な場を活かし、全世代を対象に学びの機会を創出します。加えて、町職員自身も「ゼロカーボンのありたい姿」について検討するものとします。

具体的な取組		
町民	事業者	町
・ゼロカーボンにかかわる教育プログラムやイベントへの参加	・ゼロカーボンにかかわる教育プログラムやイベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育でのゼロカーボンにかかわる学習の推進</li> <li>・全世代を対象とした普及啓発活動の実施</li> <li>・町職員による「ゼロカーボンのありたい姿」の検討</li> <li>・LIP フェス、デザインスクール等、全世代向けの既存の学びの場を活かしたゼロカーボンに関する啓発</li> </ul>

## 5.4.2 基本目標 2（人にやさしい暮らしづくり | <sup>しあわせ</sup>幸福を実感できるまちづくり）にかかわる対策・施策

### 基本目標 2 : 人にやさしい暮らしづくり | 幸福（しあわせ）を実感できるまちづくり

地球温暖化による気候の変化に適応した健康対策を検討します。

基本目標 2 では、特に福祉・保健・医療分野の関連施策との連動を図ります。

### ■ 対策 2 - ① : 健康対策【適応策】

地球温暖化により、例えば真夏日の増加等、気候の変動が想定されます。こうした変化に適応するため、熱中症予防対策の実行をはじめ適切な健康対策を講じます。また、公共施設を活用したクールシェア・ウォームシェア等、冷房の過剰な利用を見直しながら涼を分かち合う取り組みを進めます。

具体的な取組		
町民	事業者	町
・外出時、帽子や日傘等で直射日光を浴びるのを避け、こまめな水分補給を行うなど熱中症予防対策の実行	・作業時、こまめな水分補給・塩分補給を行うなど熱中症予防対策の実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防の周知や啓発</li> <li>・公共施設等を利用するクールシェア・ウォームシェアの取組み推進</li> </ul>

### 5.4.3 基本目標3（活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり）にかかわる対策・施策

#### 基本目標3：活力ある経済循環づくり | 多様なつながりによる価値共創が生まれるまちづくり

本町では大雪山麓の豊かな自然を活かした様々な産業が営まれてきました。将来にわたって自然の恵みを享受できるよう、産業のゼロカーボン化を進めます。また、国立公園のゼロカーボン化を推進することで、環境配慮と観光業の高付加価値化の同時実現を目指します。加えて、町内の森林を適切に管理することで、CO<sub>2</sub>吸収を促進します。基本目標3では、特に農業・林業・商工業・観光・地方共創分野の関連施策との連動を図ります。

#### ■ 対策3－①：既存産業のゼロカーボン化【適応策・緩和策】

既存産業全体の脱炭素化を目指します。特に農業においては有機肥料等の積極活用、農林残渣の有効活用、気候変動への適応等を進め、消費者の視点からは、農産物の地産地消による輸送時のCO<sub>2</sub>排出削減を目指します。家具産業においては、資源循環や輸送時のCO<sub>2</sub>排出削減に向け、地域材を活用した家具製造に向けた検討を推進します。また、観光業においては、将来的な大雪山国立公園のゼロカーボンパーク化等も見据えながら、魅力向上の取組を進めます。

具体的な取組		
町民	事業者	町
・東川町産の食物の地産地消による食料品輸送等に係るCO <sub>2</sub> 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンに関する技術・サービス・アイデアなどを検討する会合等への積極的な参加</li> <li>・有機肥料（バイオ炭含む）等の積極活用</li> <li>・気候変動に対応した品種の導入</li> <li>・農業残渣の肥料化・再資源化等の検討</li> <li>・林業残渣の再資源化等の検討</li> <li>・施設園芸における省エネ設備の導入</li> <li>・環境負荷に配慮した観光プログラム等の開発・実施</li> <li>・非常用発電機や産業用機械（建設機械等）向けのバイオ燃料等の調達・販売の検討</li> <li>・家具産業における地域材の活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機肥料（バイオ炭含む）等の積極活用に向けた情報発信</li> <li>・スマート農業の基盤づくり</li> <li>・国営緊急農地再編整備による農作業効率化推進</li> <li>・ライスターミナル活用による農作業効率化推進</li> <li>・東川町産の食の情報発信・地産地消の推奨による食料品輸送等に係るCO<sub>2</sub>排出量の削減</li> <li>・国立公園内の温泉地区におけるゼロカーボンに考慮した魅力向上事業の実施</li> <li>・エコツーリズムの推進</li> </ul>

### 5.4.4 基本目標4（人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり）にかかわる対策・施策

#### 基本目標4：人と自然が共生する環境づくり | 美しく住みよいまちづくり

省エネルギーな建物や次世代自動車の導入、自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの導入等を通じ、本町の生活基盤の省エネルギー化を目指します。また、緑化の促進や町内森林の適切な管理、美しい東川の風景を守り育てる条例の順守により、CO<sub>2</sub>吸収効果の最大化・安定化を図ります。

基本目標4では、特に景観・土地利用・生活環境・生活の基盤・道路・地域交通・定住分野の関連施策との連動を図ります。

#### ■ 対策4－①：生活基盤の省エネルギー化【緩和策】

照明のLED化、省エネ機器の導入、建物の高气密・高断熱化、移動・輸送手段の見直し（輸送効率の向上、適切な移動・輸送手法の選択・利用等）等、一人ひとりの行動変容のみにとどまらず、施設・設備の省エネも促進します。また、生活において節水を心がけ、地下水の適切な利用をすることで、上水道の整備・維持に伴うエネルギー消

費や環境負荷が発生しないため、生活基盤の省エネルギー化を継続していきます。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、ガス、石油機器などを購入するときは、省エネタイプを選択する</li> <li>家庭エコ診断などによる、見直しなどを行う</li> <li>照明のLED化</li> <li>エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>不要なアイドリングをしない</li> <li>外出時は、公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）を積極的に利用する</li> <li>住宅の新築、増改築等には、省エネルギー性能の高い建築に努める</li> <li>節水を心がけ、地下水を適切に利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機材や設備を購入するときは、省エネタイプのものを選択する</li> <li>省エネ診断を受診するとともに、国や行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する</li> <li>施設照明のLED化</li> <li>通勤や事業活動での移動の際は、できるだけ公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）を積極的に利用する</li> <li>エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める</li> <li>事務所の建替の際の高気密・高断熱化の検討、導入や省エネルギー性能の高い建築に努める</li> <li>節水を心がけ、地下水を適切に利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民や事業者への省エネ機器導入等の普及啓発</li> <li>役場庁舎や、新規に整備する公共施設の省エネ化・高断熱化や再エネ・蓄電池等の導入検討</li> <li>公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）の利用促進</li> <li>住宅新築時における町の補助制度の普及啓発</li> <li>エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める</li> <li>公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、アイドリングを控える</li> <li>地下水の適切な利用に向けた生活基盤の維持</li> </ul>

#### ■ 対策4-②：町内森林の適切な管理によるCO<sub>2</sub>吸収の促進【緩和策】

森林面積が約75%の本町において、森林はCO<sub>2</sub>吸収の面で大きな役割を果たしています。林業関係者による森林の維持・管理活動に加え、幅広い町民の森林に対する関心を喚起します。また、薪ストーブの導入等本町の特徴的な取組も継続して行います。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>森林維持活動イベント等への積極的な参加</li> <li>薪ストーブ等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業関係者               <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の維持・管理活動の実施</li> </ul> </li> <li>町内事業者               <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の森林資源を活用した薪の製造・販売の促進</li> <li>薪ストーブ等の導入</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の維持・管理活動の支援や情報発信、森林維持活動イベント等による森林吸収への普及啓発</li> <li>薪ストーブ等の導入補助</li> </ul>

#### ■ 対策4-③：車両のゼロカーボン化【緩和策】

生活基盤に加え、クリーンエネルギー自動車等の導入や適切な輸送手段の選択を促すことにより、車両のゼロカーボン化を図ります。また、これらの導入を促進する上で、充電インフラ等の整備を推進します。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の補助制度に関する情報の取得</li> <li>車両更新時のクリーンエネルギー自動車等の積極購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の補助制度に関する情報の取得</li> <li>社有車更新時のクリーンエネルギー自動車等の積極購入（事業用車両のCEVへの転換の検討）</li> <li>輸送効率の向上や、適切な輸送機関の選択・利用、次世代自動車等の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>充電インフラ等の整備推進</li> <li>クリーンエネルギー自動車に関する情報提供（国の補助制度や最新車両等の紹介、自動車メーカーとタイアップした試乗イベント等の実施）</li> <li>公用車へのクリーンエネルギー自動車等の積極導入</li> </ul>

#### ■ 対策４－④：再生可能エネルギー導入【緩和策】

河川や雪氷、地下水、農林残渣、家具産業において発生した端材、温泉などの地域資源について、再生可能エネルギーとしての活用可能性の検討のほか、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入の検討、再エネ電力メニューへの切り替え検討を推進します（例：豊富な水資源を活用した水力発電、雪氷熱利用による冷房設備など）。なお、本町がこれまで取り組んできた自然と調和する景観づくりも引き続き重要であることから、景観との両立や廃棄のあり方等にも十分配慮することとします。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入検討</li> <li>電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替え検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入検討</li> <li>電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替え検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ導入にかかわる情報の提供</li> <li>再エネ導入に関する検討の場の構築</li> <li>再エネ電力メニューへの切り替え検討など</li> </ul>

#### ■ 対策４－⑤：緑化活動の推進【緩和策】

2002年に制定された美しい東川の風景を守り育てる条例は、景観づくりはもとより、廃棄物の適正管理や環境保全のための措置についても規定しています。本条例に基づく施策を引き続き推進するとともに、美化とゼロカーボンの双方を推進する観点から、緑化活動に取り組めます。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭菜園における生ごみたい肥の積極的活用</li> <li>グリーンカーテンの推進</li> <li>美しい東川の風景を守り育てる条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地や建物の緑化推進</li> <li>美しい東川の風景を守り育てる条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい東川の風景を守り育てる条例に基づく廃棄物の適正管理や環境保全のための措置の実施・産業振興支援事業（緑化）補助金</li> </ul>

#### ■ 対策４－⑥：スマートな暮らしの実現【緩和策】

遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避、V2H（※）の導入など、ゼロカーボンへの寄与と快適性、利便性、レジリエンス性、経済性等を同時に実現する仕組みを積極的に導入します。

※電気自動車と住宅等で電力の融通を行う仕組み。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>有益な情報の取得と遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避、V2Hの積極導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有益な情報の取得と遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避等に向けた有益情報の発信</li> </ul>

#### ■ 対策４－⑦：資源を循環させる取組の推進【緩和策】

日常生活や業務における様々な工夫により、3R（ごみのリデュース（排出削減）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））を推進し、資源の循環を促します。家庭における生ごみのたい肥化促進やごみ袋のライスレジン化等、本町がこれまで取り組んできた特徴的な施策も継続します。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物や外食の際は、食べられる量を購入、注文するなど、食品ロスの削減を心がける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Rに関する情報の取得と実践</li> <li>ペーパーレス化の推進</li> <li>コンポスト容器等購入補助制度の積極利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレス化の推進</li> <li>所掌業務における廃棄物の3Rの徹底</li> <li>3Rに関する情報のとりまとめと発信</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再利用するなど、3 R 運動を実践する</li> <li>・生ごみのたい肥化の推進</li> <li>・コンポスト容器等購入補助制度の積極利用</li> <li>・家庭ごみを正しく分別することによる再資源化の推進</li> <li>・マイバック、マイボトルの使用推進</li> <li>・地元食材の選択</li> <li>・使い捨て容器の購入を避け、再利用や修理により長期利用に努め、ゴミの減量化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う</li> <li>・マイバック、マイボトルの使用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3R 推進のための取組の推進</li> <li>・ごみ袋のライスレジ化</li> <li>・コンポスト容器等の購入補助</li> <li>・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する</li> <li>・物品の調達時には、環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品やグリーン購入法に適合するものを選ぶ</li> </ul>
--	---	---

#### 5.4.5 基本目標 5（コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり）にかかわる対策・施策

##### 基本目標 5：コミュニティづくり | 対話と参加で共に歩む適疎なまちづくり

2023 年度に開催したタウンミーティング等を通じ、多くの町民の方が地球温暖化に対する危機感、ゼロカーボンへの関心を有していることが改めて明らかになりました。「新まちづくり計画 2024」と同様、本計画においても地域コミュニティをゼロカーボン実現を支える土壌と位置づけ、コミュニティづくりのための施策に取り組めます。

基本目標 5 では、特に地域コミュニティ・情報発信・行財政・広域連携・防災・適疎なまちづくりの推進分野の関連施策との連動を図ります。

##### ■ 対策 5 - ①：ゼロカーボンにかかわる情報の適切な発信【適応策・緩和策】

「ひがしかわアプリ」、ホームページ、広報誌、イベント等、様々な手法により、ゼロカーボンに係る有益な情報が得られる環境づくりを進めます。また、引き続きタウンミーティングを定期的で開催することで、町民の皆様との対話を通じ、町のゼロカーボン関連施策の取組情報を共有するとともに、本計画に基づく様々な取組の見直しを行います。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンにかかわる情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンにかかわる情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひがしかわアプリ」、ホームページ、広報誌、イベント等を活用したゼロカーボンにかかわる情報の発信</li> <li>・タウンミーティング等を活用した町民との対話の実施</li> </ul>

##### ■ 対策 5 - ②：地球温暖化により激甚化する傾向にある災害への対応【適応策】

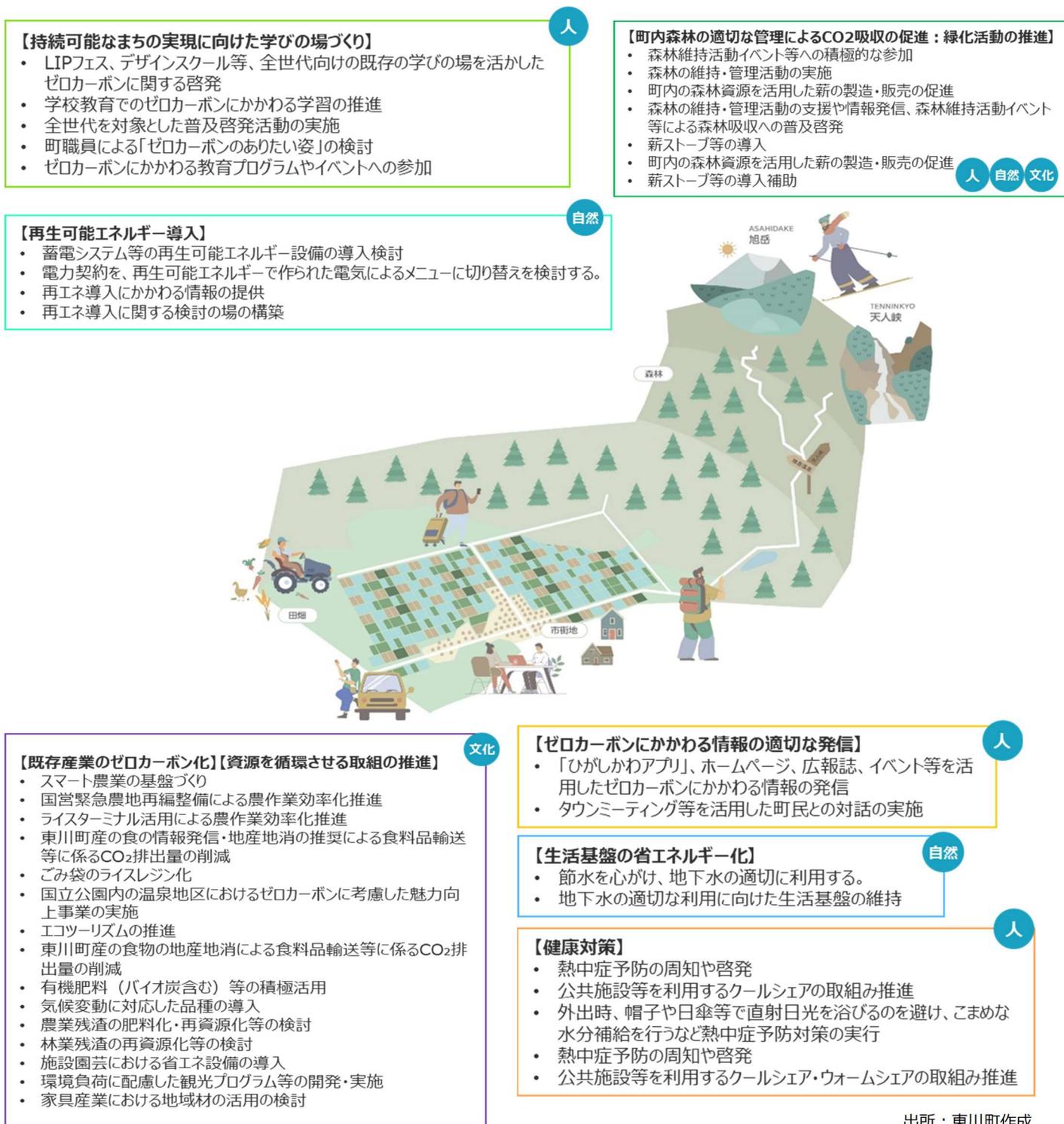
地球温暖化による気候の変化は極端な降水や乾燥、台風の大型化・強化化などにも影響を与え、自然災害を激甚化させる可能性があります。こうした環境変化に対応するため、防災行動をより一層強化することとします。

具体的な取組		
町民	事業者	町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の非常用備蓄等の確認や自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく</li> <li>・防災関係の講演会や講座、環境イベントに参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時マニュアルの作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行動の強化</li> <li>・公用車の電気自動車などを推進し、災害時の非常用電源としての利用</li> <li>・東川アプリの普及と情報通信端末無償貸与事業により、情報発信</li> </ul>

## 5.4.6 2030年に向けて取り組む主な施策

前述の施策・対策のうち、「5.2 本町における温室効果ガス排出量の削減に向けた基本的な考え方と削減目標」において整理した本町のまちづくりにおける基本的要素である「人」「自然」「文化」に基づく考え方のもと、2030年に向けて取り組む主な施策は以下のとおりです。

図表 5-5 本町における「2030年に向けた」ゼロカーボンの主な取り組み



出所：東川町作成

## 6 本計画の実施及び進捗管理

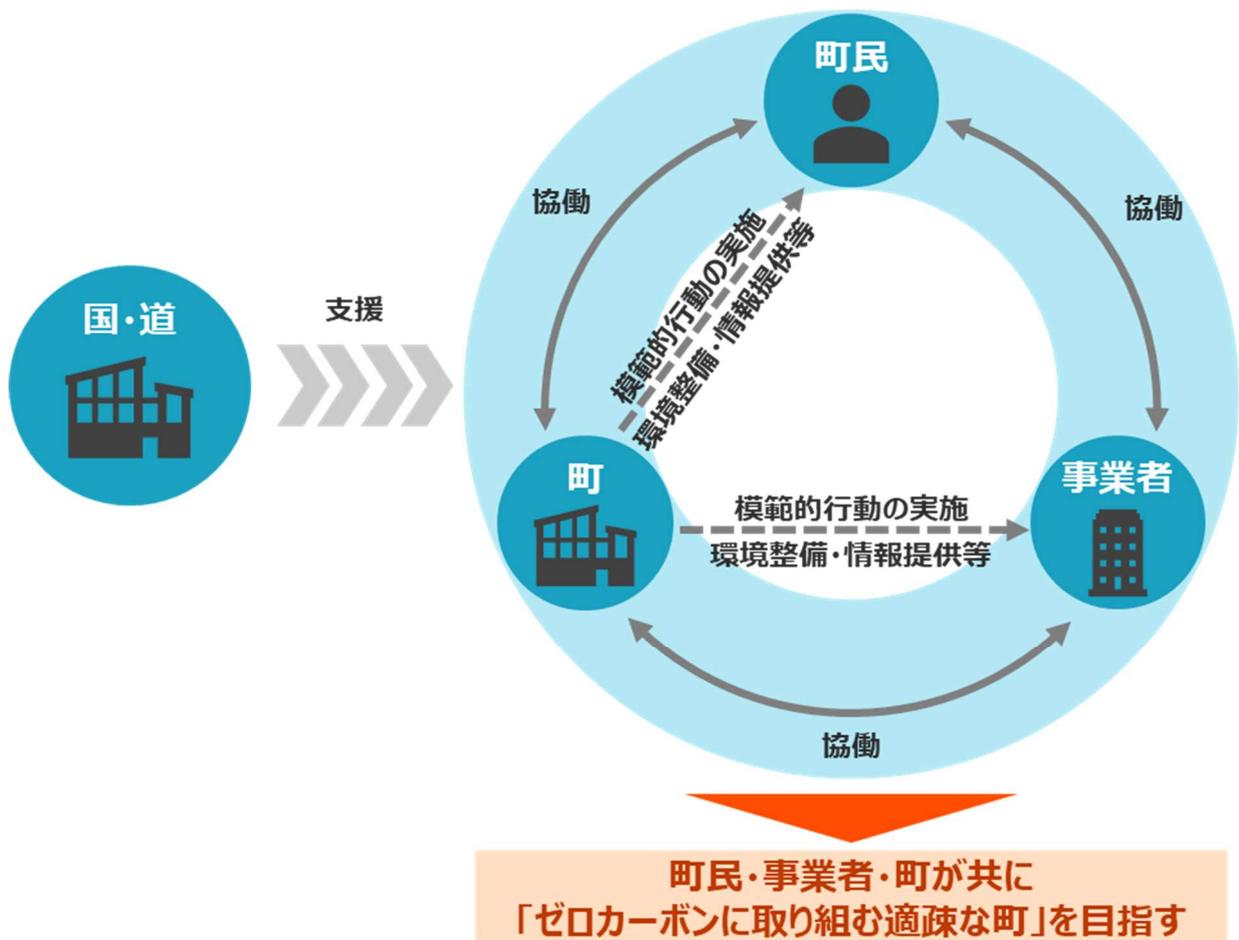
### 6.1 町民・事業者・町の役割

ゼロカーボン実行計画の目標の達成に向けては、町民・事業者・町が協働で施策に取り組むことが不可欠です。

そこで町は、ゼロカーボンに関する率先した模範的行動の実施に加えて、町民・事業者が行動しやすい環境の整備やゼロカーボンに関する情報提供などの町民・事業者にとって施策の実施に必要な支援を行います。

そして町民・事業者・町の3者は、必要に応じて国や道などの支援を受けながら、共に「ゼロカーボンに取り組む適疎な町」を目指します。

図表 6-1 町民・事業者・町の役割



出所：東川町作成

また、町民・事業者・町の役割に関する前述の方針を踏まえて、対策・施策における各主体の役割は、図表 6-2 に示す通りです。

図表 6-2 対策・施策における町民・事業者・町の役割

関連目標	施策	具体的な対策		
		町民	事業者	町
基本目標1	持続可能なまちを実現する行動の促進【適応策・緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ行動に関する情報を取得する</li> <li>・照明のこまめな消灯をする</li> <li>・使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>・テレビをつけっぱなしにしない</li> <li>・冷蔵庫の温度調整、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓</li> <li>・冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置</li> <li>・冷蔵庫の扉の開閉を最短・最小化</li> <li>・食器洗い時は温度設定を低くする</li> <li>・電気ポットを長時間使わない時には、コンセントを抜く</li> <li>・食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにする</li> <li>・シャワーはお湯を流しっぱなしにしない</li> <li>・温水洗浄便座の設定温度を低くし、使用しないときはフタを閉める</li> <li>・洗濯は、まとめて洗う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ行動に関する情報を取得する</li> <li>・使用していない会議室等の冷暖房機器はつけっぱなしにしない</li> <li>・使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>・効果的・計画的な事務処理に努め、定時退社日には定時退社を実施し、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める</li> <li>・業務に支障のない範囲で、消灯や蛍光灯の間引きを行う</li> <li>・トイレ、会議室等に利用者不在の場合や昼休み時間は消灯する</li> <li>・OA 機器等の電源をこまめに切り、退社時には電源が切られていることを確認する</li> <li>・冷蔵庫は季節や使用状況に応じ、設定温度を「弱」にする</li> <li>・温水洗浄便座の設定温度を低くし、使用しないときはフタを閉める</li> <li>・代用できるものがある場合は、支障のない範囲で設備機器の利用を控える（エアタオル→ハンカチなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ行動に関する情報のとりまとめと発信</li> <li>・使用していない会議室等の冷暖房機器はつけっぱなしにしない</li> <li>・使用していない電化製品のコンセントはプラグから抜く</li> <li>・クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う</li> <li>・公共施設の再エネ導入</li> <li>・公共施設群の ZEB 化</li> </ul>
	持続可能なまちの実現に向けた学びの場づくり【適応策・緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンにかかわる教育プログラムやイベントへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンにかかわる教育プログラムやイベントへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育でのゼロカーボンにかかわる学習の推進</li> <li>・全世代を対象とした普及啓発活動の実施</li> <li>・町職員による「ゼロカーボンのありたい姿」の検討</li> <li>・LIP フェス、デザインスクール等、全世代向けの既存の学びの場を活かしたゼロカーボンに関する啓発</li> </ul>
基本目標2	健康対策【適応策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時、帽子や日傘等で直射日光を浴びるのを避け、こまめな水分補給を行うなど熱中症予防対策の実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時、こまめな水分補給・塩分補給を行うなど熱中症予防対策の実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防の周知や啓発</li> <li>・公共施設等を利用するクールシェア・ウォームシェアの取組み推進</li> </ul>
基本目標3	既存産業のゼロカーボン化【適応策・緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンの視点を加味して開発された産品やサービスの積極的な購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボンに関する技術・サービス・アイデアなどを検討する会合等への積極的な参加</li> <li>・有機肥料（バイオ炭含む）等の積極活用</li> <li>・気候変動に対応した品種の導入</li> <li>・農業残渣の肥料化・再資源化等の検討</li> <li>・林業残渣の再資源化等の検討</li> <li>・施設園芸における省エネ設備の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機肥料（バイオ炭含む）等の積極活用に向けた情報発信</li> <li>・スマート農業の基盤づくり</li> <li>・国営緊急農地再編整備による農作業効率化推進</li> <li>・ライスターミナル活用による農作業効率化推進</li> <li>・東川町産の食の情報発信・地産地消の推奨による食料品輸送等に係る CO<sub>2</sub>排出量の削減</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷に配慮した観光プログラム等の開発・実施</li> <li>・非常用発電機や産業用機械（建設機械等）向けのバイオ燃料等の調達・販売の検討</li> <li>・家具産業における地域材の活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園内の温泉地区におけるゼロカーボンに考慮した魅力向上事業の実施</li> <li>・エコツーリズムの推進</li> </ul>
基本目標4	生活基盤の省エネルギー化【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気、ガス、石油機器などを購入するときは、省エネタイプを選択する</li> <li>・家庭エコ診断などによる、見直しなどを行う</li> <li>・照明のLED化</li> <li>・エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>・不要なアイドリングをしない</li> <li>・外出時は、公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）を積極的に利用する</li> <li>・住宅の新築、増改築時等には、省エネルギー性能の高い建築に努める</li> <li>・節水を心がけ、地下水を適切に利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機材や設備を購入するときは、省エネタイプのものを選択する</li> <li>・省エネ診断を受診するとともに、国や行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する</li> <li>・施設照明のLED化</li> <li>・通勤や事業活動での移動の際は、できるだけ公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）を積極的に利用する</li> <li>・エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める</li> <li>・事務所の建替の際の高気密・高断熱化の検討、導入や省エネルギー性能の高い建築に努める</li> <li>・節水を心がけ、地下水を適切に利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民や事業者への省エネ機器導入等の普及啓発</li> <li>・役場庁舎や、新規に整備する公共施設の省エネ化・高断熱化や再エネ・蓄電池等の導入検討</li> <li>・公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー、自転車含む）の利用促進</li> <li>・住宅新築時における町の補助制度の普及啓発</li> <li>・地下水の適切な利用に向けた生活基盤の維持</li> <li>・エコドライブを心がけ、急発進、急加速をしない</li> <li>・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める</li> <li>・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、アイドリングを控える</li> </ul>
	町内森林の適切な管理によるCO <sub>2</sub> 吸収の促進【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林維持活動イベント等への積極的な参加</li> <li>・薪ストーブ等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林業関係者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の維持・管理活動の実施</li> </ul> </li> <li>■ 町内事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の森林資源を活用した薪の製造・販売の促進</li> <li>・薪ストーブ等の導入</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の維持・管理活動の支援や情報発信、森林維持活動イベント等による森林吸収への普及啓発</li> <li>・薪ストーブ等の導入補助</li> </ul>
	車両のゼロカーボン化【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助制度に関する情報の取得</li> <li>・車両更新時のクリーンエネルギー自動車等の積極購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助制度に関する情報の取得</li> <li>・社有車更新時のクリーンエネルギー自動車等の積極購入（事業用車両のCEVへの転換の検討）</li> <li>・輸送効率の向上や、適切な輸送機関の選択・利用、次世代自動車等の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充電インフラ等の整備推進</li> <li>・クリーンエネルギー自動車に関する情報提供（国の補助制度や最新車両等の紹介、自動車メーカーとタイアップした試乗イベント等の実施）</li> <li>・公用車へのクリーンエネルギー自動車等の積極導入</li> </ul>
	再生可能エネルギー導入【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入検討</li> <li>・電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替え検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入検討</li> <li>・電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替え検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ導入にかかわる情報の提供</li> <li>・再エネ導入に関する検討の場の構築</li> <li>・再エネ電力メニューへの切り替え検討など</li> </ul>
	緑化活動の推進【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭菜園における生ごみたい肥の積極的活用</li> <li>・グリーンカーテンの推進</li> <li>・美しい東川の風景を守り育てる条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地や建物の緑化推進</li> <li>・美しい東川の風景を守り育てる条例の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい東川の風景を守り育てる条例に基づく廃棄物の適正管理や環境保全のための措置の実施・産業振興支援事業（緑化）補助金</li> </ul>
	スマートな暮らしの実現【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有益な情報の取得と遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有益な情報の取得と遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避等に向けた有益情報の発信</li> </ul>

		使用、運転の回避、V2H の積極導入		
	資源を循環させる取組の推進【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物や外食の際は、食べきれぬ量を購入、注文するなど、食品ロスの削減を心がける。</li> <li>・不要となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再利用するなど、3R運動を実践する。</li> <li>・生ごみのたい肥化の推進</li> <li>・コンポスト容器等購入補助制度の積極利用</li> <li>・家庭ごみを正しく分別することによる再資源化の推進</li> <li>・マイバック、マイボトルの使用推進</li> <li>・地元食材の選択</li> <li>・使い捨て容器の購入を避け、再利用や修理により長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rに関する情報の取得と実践</li> <li>・ペーパーレス化の推進</li> <li>・コンポスト容器等購入補助制度の積極利用</li> <li>・生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。</li> <li>・マイバック、マイボトルの使用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス化の推進</li> <li>・所掌業務における廃棄物の3Rの徹底</li> <li>・3Rに関する情報のとりまとめと発信</li> <li>・3R推進のための取組の推進</li> <li>・ごみ袋のラシレジ化</li> <li>・コンポスト容器等の購入補助</li> <li>・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。</li> <li>・物品の調達時には、環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品やグリーン購入法に適合するものを選ぶ。</li> </ul>
基本目標5	ゼロカーボンにかかわる情報の適切な発信【適応策・緩和策】	・ゼロカーボンにかかわる情報の収集	・ゼロカーボンにかかわる情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひがしかわアプリ」、ホームページ、広報誌、イベント等を活用したゼロカーボンにかかわる情報の発信</li> <li>・タウンミーティング等を活用した町民との対話の実施</li> </ul>
	地球温暖化により激甚化する傾向にある災害への対応【適応策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の非常用備蓄等の確認や自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。</li> <li>・防災関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時マニュアルの作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行動の強化</li> <li>・公用車の電気自動車化などを推進し、災害時の非常用電源としての利用</li> <li>・東川アプリの普及と情報通信端末無償貸与事業により、情報発信</li> </ul>

出所：東川町作成

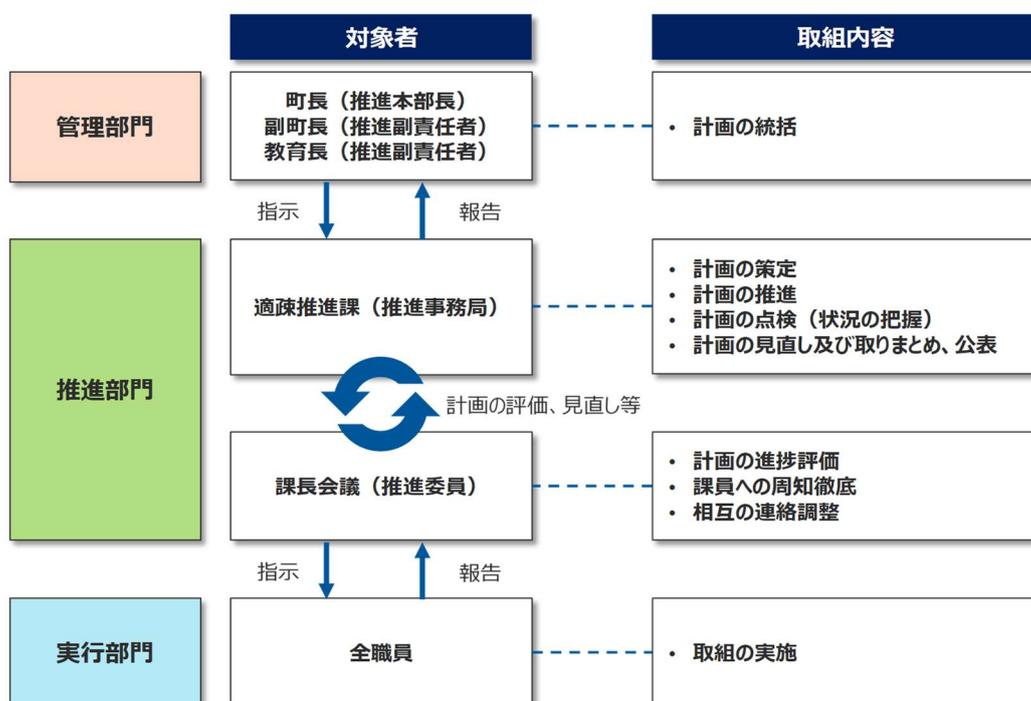
## 6.2 進捗管理体制

国が策定した地球温暖化対策計画では、地球温暖化対策の基本的な考え方の一つとして「評価・見直しプロセス（PDCA）の重視」が掲げられており、政府は計画の実効性を常に把握し確実にするため、計画策定後、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について対策評価指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に同計画を見直すとしています。

よって、本計画においても、その実効性を高めるために、PDCA を実践することが重要となります。

本計画の PDCA を適切に実施するため、以下のとおり庁内の推進体制を構築します。地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と共通の体制をとることで、両計画の進捗管理を一体的に実施します。

図表 6-3 庁内の推進体制



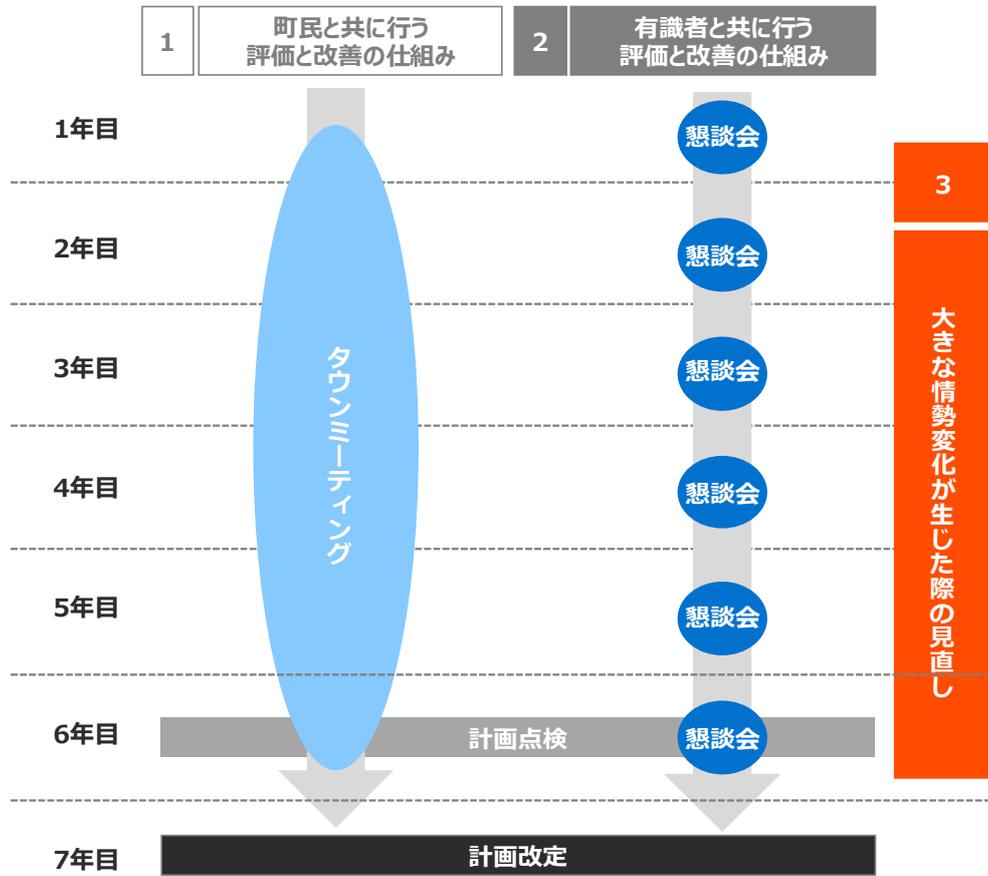
出所：東川町作成

本計画は町民・事業者・町が一体となって取り組むものです。したがって、本計画では3つの視点から、庁内のみならず、庁外の関係主体と連携した評価と改善の仕組みを整備します。

1つ目の視点として、タウンミーティングの開催を通じ、町民と共に行う評価と改善の仕組みづくりを行います。2つ目の視点として、本計画策定に伴って開催した懇談会を2025年度以降も継続して開催し、有識者と共に行う評価と改善の仕組みづくりを行います。3つ目の視点として、計画期間中にゼロカーボンに係る大きな情勢変化が生じた場合、適宜本計画の見直しを行います。

2030年以降は、5カ年の計画で進捗管理を行うことを想定します。

図表 6-4 庁外を含めた進捗管理の在り方



出所：東川町作成

## 7 資料編

### 7.1 施策の実施による CO<sub>2</sub> 排出量削減効果

本町における 2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量削減目標（2013 年度比）として見込む CO<sub>2</sub> 排出削減量の内訳は以下のとおりです。

図表 7-1 2030 年度の CO<sub>2</sub> 排出量削減目標として見込まれる CO<sub>2</sub> 排出削減量

項目	2030 年時点で見込まれる CO <sub>2</sub> 排出量削減効果 <sup>※1</sup> [t-CO <sub>2</sub> /年]	CO <sub>2</sub> 排出量削減効果の算定根拠
森林による CO <sub>2</sub> 吸収効果 (A)	64,883	国有林・道有林・町有林・私有林における 1 年あたりの CO <sub>2</sub> 吸収効果の算定結果
事務事業に伴う CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標 (B)	1,861	事務事業編における 2030 年度の CO <sub>2</sub> 排出量削減目標（2013 年度比 50%減）
施策による CO <sub>2</sub> 排出量削減量合計 (C)	3,320	
(1) 日常で実施している省エネ行動	1,382	図表 7-2 参照
(2) 日常で実施している省資源行動	200	図表 7-3 参照
(3) 既存住宅用太陽光発電	413	町内に設置されている 10kW 未満の太陽光発電設備の設備容量合計値 643[kW]×24×365×設備利用率 13.7[%]×電気の CO <sub>2</sub> 排出係数 0.000535[t-CO <sub>2</sub> /kWh]
(4) 高効率家電の購入	214	施策による CO <sub>2</sub> 削減効果原単位 0.18[t-CO <sub>2</sub> /世帯]×現状の施策実施割合 28[%]×町内全世帯数 4,246[世帯]
(5) クリーンエネルギー-自動車の導入	471	施策による CO <sub>2</sub> 削減効果原単位 1.40[t-CO <sub>2</sub> /台]×現状の町内全体のグリーンエネルギー-自動車導入台数 336 <sup>※2</sup> [台]
(6) 自宅の高気密・高断熱化などの省エネルギー化	640	施策による CO <sub>2</sub> 削減効果原単位 0.93[t-CO <sub>2</sub> /世帯]×現状の施策実施割合 23.0[%]×町内で戸建て（持ち家）に住む世帯数 2,978 <sup>※3</sup> [世帯]
2030 年時点での CO <sub>2</sub> 排出量削減効果 (A)+(B)+(C)	70,064	

※1 四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある

※2 (アンケート回答で得られたグリーンエネルギー-導入台数 42[台]÷アンケート総回答数 530[世帯]) ×町内総世帯数 4,246[世帯]より算出

※3 町内総世帯数 4,246[世帯]×アンケートで「戸建て（持ち家）」に住んでいると回答した割合 70.1[%]より算出

「日常で実施している省エネ行動」と「日常で実施している省資源行動」による CO<sub>2</sub> 排出量削減効果は、2024 年 6 月に町民 1,500 人（18 歳以上の個人を住民基本台帳より無作為抽出）を対象として実施した、「東川町ゼロカーボン実行計画」策定のためのアンケート調査（回答数 530 件、回答率 35.3%）の回答結果から算出したもの

です。

アンケート調査によって得られた、町民による「日常で実施している省エネ行動」と「日常で実施している省資源行動」の実施割合および CO<sub>2</sub> 排出量削減効果は以下の通りです。

図表 7-2 「日常で実施している省エネ行動」の実施割合および CO<sub>2</sub> 排出量削減効果

関連目標	施策	具体的な施策	現状の実施割合	CO <sub>2</sub> 排出削減効果原単位 [t-CO <sub>2</sub> /世帯] <sup>※1</sup>	CO <sub>2</sub> 排出削減効果 [t-CO <sub>2</sub> ] <sup>※1</sup>
基本目標 1	持続可能なまちを実現する行動の促進【適応策・緩和策】	省エネ行動に関する情報を取得する	26.0%	-	-
		家電製品の省エネモードを積極的に利用する	56.5%	0.05	116.5
		厚着や軽装の励行により、冷暖房器具の設定温度管理を行う	56.7%	0.04	97.7
基本目標 4	スマートな暮らしの実現【緩和策】	遠隔操作や自動制御により、家電製品の無駄な運転を控える	13.9%	0.09	51.6
		V2H 機器によりクリーンエネルギー自動車の電力を家庭で活用する	1.0%	0.02	0.9
	生活基盤の省エネルギー化【緩和策】	省エネ性能の高い家電製品を選ぶ <sup>※2</sup>	4.6%	-	-
		照明の LED 化を行う	62.0%	0.03	71.6
		グリーンカーテンを活用する	4.6%	0.11	20.4
		薪ストーブを購入し利用する	9.3%	1.43	564.9
		日々の運転でエコドライブを心がける	47.0%	0.12	233.9
マイカーの利用を控え、徒歩や自動車、公共交通機関を利用する	16.2%	0.33	224.3		
CO <sub>2</sub> 排出量削減効果合計			-	-	1,381.6
全ての施策を町内全世帯で実施した場合の CO <sub>2</sub> 排出量削減効果			100%	2.20	9,352.7

※1 四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある

※2 図表 5-5 中の「(4)高効率家電の購入」と CO<sub>2</sub> 排出量削減効果が重複するため、ここでは計上しない

図表 7-3 「日常で実施している省資源行動」の実施割合および CO<sub>2</sub> 排出量削減効果

関連目標	施策	具体的な施策	現状の実施割合	CO <sub>2</sub> 排出削減効果原単位	
				[t-CO <sub>2</sub> /世帯] <sup>※1</sup>	CO <sub>2</sub> 排出削減効果 [t-CO <sub>2</sub> ] <sup>※1</sup>
基本目標 3	既存産業のゼロカーボン化【適応策・緩和策】	地元で作られた食材を積極的に購入する	43.3%	0.02	29.8
基本目標 4	持続可能なまちを実現する行動の促進【適応策・緩和策】	省資源行動に関する情報（フードロス削減、3R等）を取得する	15.0%	-	-
		食品ロスを減らす	75.1%	0.01	17.2
		コンポスト容器を購入し、生ごみをたい肥化する	20.2%	0.04	31.2
		ごみの分別による再資源化に取り組む	73.0%	0.03	89.3
		マイバッグやマイボトルを使用する	76.0%	0.01	32.7
CO <sub>2</sub> 排出量削減効果合計			-	-	200.1
全ての施策を町内全世帯で実施した場合の CO <sub>2</sub> 排出量削減効果			100%	0.10	411.5

※1 四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある

町民の日常生活におけるゼロカーボンの取組以外にも、事業者・町が取り組むことができる CO<sub>2</sub> 排出量削減効果が見込まれる施策と CO<sub>2</sub> 排出量削減効果は以下の通りです。これらの施策によって、更なる CO<sub>2</sub> 排出量削減が望まれます。

図表 7-4 事業者・町が取り組むことができる具体的な施策と CO<sub>2</sub> 排出量削減効果

関連目標	施策	具体的な施策	実施主体		CO <sub>2</sub> 排出削減効果原単位
			事業者	町	
基本目標 1	持続可能なまちを実現する行動の促進【適応策・緩和策】	「省エネモード」の積極利用	●	●	3.6[t-CO <sub>2</sub> /事業所]
		厚着、軽装の励行	●	●	20.1[kg-CO <sub>2</sub> /人]
基本目標 2	健康対策【適応策】	公共施設等を利用するクールシェアの取組み推進		●	0.9[kg-CO <sub>2</sub> /世帯]
基本目標 3	既存産業のゼロカーボン化【適応策・緩和策】	有機肥料（バイオ炭含む）等の積極活用	●		0.03[t-CO <sub>2</sub> /ha]
		施設園芸における省エネ設備の導入	●		11.1[t-CO <sub>2</sub> /台]

		ライスターミナル活用による農作業効率化推進		●	-
基本目標4	生活基盤の省エネルギー化【緩和策】	省エネ効果の高い製品の情報取得と積極購入	●		9.5[t-CO <sub>2</sub> /台]
		事務所の建替の際の高気密・高断熱化の検討、導入	●		100.3[t-CO <sub>2</sub> /事業所]
		役場庁舎や、新規に整備する公共施設の省エネ化・高断熱化や再エネ・蓄電池等の導入検討		●	172.4[t-CO <sub>2</sub> ] ※役場庁舎で省エネ化・高断熱化を実施した場合
		公共交通機関等（スクールバスや乗合タクシー含む）の利用促進	●	●	161.6[kg-CO <sub>2</sub> /人]
		施設照明のLED化	●		0.02[t-CO <sub>2</sub> /台]
	町内森林の適切な管理によるCO <sub>2</sub> 吸収の促進【緩和策】	薪ストーブ等の導入	●	●	1.43[t-CO <sub>2</sub> /台]
		森林の維持・管理活動の実施（林業関係者）	●		3.8[t-CO <sub>2</sub> /ha]
	車両のゼロカーボン化【緩和策】	社有車や公用車へのクリーンエネルギー自動車等の積極購入	●	●	1.4[t-CO <sub>2</sub> /台]
	再生可能エネルギー導入【緩和策】	再エネ電力メニューの開発や町内での再エネ導入に関する検討	●		0.535[kg/kWh]
	スマートな暮らしの実現【緩和策】	有益な情報の取得と遠隔操作や自動制御による電化製品等の無駄な使用、運転の回避	●	●	18.7[t-CO <sub>2</sub> /事業所]
	資源を循環させる取組の推進【緩和策】	ペーパーレス化の推進	●	●	2.6[g-CO <sub>2</sub> /枚]
		コンポスト容器等購入補助制度の積極利用	●		0.1[kg-CO <sub>2</sub> /kg*] ※たい肥化した生ごみの重量
		所掌業務における廃棄物の3Rの徹底		●	2.0[g-CO <sub>2</sub> /枚*] ※リサイクルしたコピー用紙の枚数
		過剰包装を軽減	●		75.3[g-CO <sub>2</sub> /回]
		ごみ袋のライスレジン化		●	33.0[g-CO <sub>2</sub> /枚]